

令和 3 年度

税 務 概 要



千葉県印旛郡酒々井町

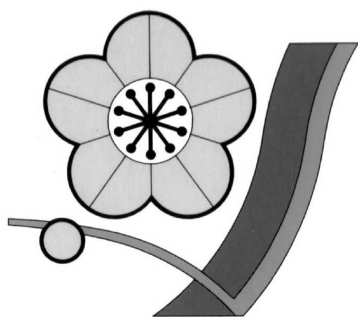
町民憲章

古い歴史と伝統をもつ新しい町酒々井町は、輝く太陽の下、清らかな水と豊かな緑に包まれたわたくしたちのふるさとです。

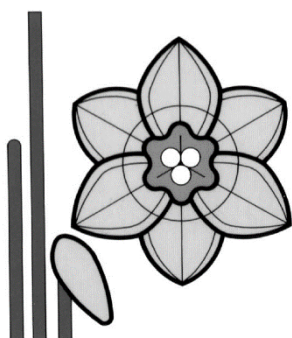
わたくしたちは、この素晴らしい自然を守りながら、文化の香り高い調和のとれた田園都市をつくりあげるために町民憲章を定めます。

- 一、わたくしたちは、歴史と文化を大切にし、自然を愛して美しいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、若い力を育て、働くことを喜び豊かなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、きまりを守り、他人を尊び明るいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、老人を敬い、子供を慈しみ温かいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、笑顔で接し、心の通う住みよいまちをつくりましょう。

昭和49年11月3日制定
令和2年2月22日改正



町の木「梅」
(昭和45年制定)



町の花「水仙」
(平成元年制定)



町の鳥「メジロ」
(平成6年制定)

目次

I 町の概要

1	沿革等	4
2	人口等の推移	4
3	行政組織図	5
4	一般会計歳入歳出決算及び町税負担額の推移	6
5	令和2年度一般会計歳入歳出決算	6
6	令和3年度一般会計歳入歳出予算	8

II 町税等の概要

1	租税体系図	1 1
2	税務事務概要	1 2
3	令和2年度町税決算（一般会計）	1 3
4	町税決算額の推移（一般会計）	1 4
5	町税税率の推移	1 6

III 税目別の概要

町民税

1	町民税のあらまし	2 5
(1)	個人町民税	2 5
(2)	法人町民税	3 1
2	個人町民税所得者区分別課税額の推移	3 3
3	個人町民税所得者区分別納税義務者数の推移	3 3
4	個人町民税所得者区分別総所得金額の推移	3 3
5	個人町民税納税義務者及び町民税額の推移	3 4
6	個人町民税の所得控除額の推移	3 5
7	令和3年度個人町民税の納税義務者等に関する調	3 6
8	個人町民税負担額の推移	3 6
9	令和3年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況	3 7
10	法人町民税現年課税分調定額の推移	3 8
11	令和2年度法人町民税現年課税分月別調定額	3 8
12	法人の設立状況（令和3年度）	3 8

固定資産税・都市計画税

1	固定資産税・都市計画税のあらまし	4 0
(1)	固定資産税	4 0
(2)	都市計画税	4 3
2	納税義務者数（現年課税分）の推移	4 3
3	土地の筆数及び家屋棟数（法定免税点以上）の推移	4 3
4	土地の概要に関する調	4 4
5	宅地に関する調（法定免税点以上）	4 6
6	家屋の概要に関する調	4 6
7	家屋の増減状況（現年課税分）の推移	4 7
8	都市計画税に関する調（法定免税点以上）	4 7
9	償却資産の価格等に関する調	4 8

10	国有資産等所在市町村交付金の状況	48
11	調定額（現年課税分・法定免税点以上）・収入済額の推移	49
12	固定資産基準地等価格一覧表	50
軽自動車税		
1	軽自動車税のあらまし	52
2	軽自動車税に関する調（定期分）	53
町たばこ税		
1	町たばこ税のあらまし	58
2	町たばこ税の推移	58
国民健康保険税		
1	国民健康保険税のあらまし	60
2	国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移	61
3	国民健康保険税決算額の推移	62
4	令和2年度国民健康保険税の決算状況	63
5	国民健康保険1人当たり医療費と保険税の推移	63

IV 徴収の概要

1	町税の口座振替状況調	65
2	町税の口座振替納付状況調	65
3	督促状発送状況の推移	65
4	不納欠損額の推移	66
5	滞納繰越収納状況の推移	68
6	令和3年度納期一覧表	68

V その他

1	税務証明書等の取扱件数	70
2	町税徴収経費の推移（一般会計）	70

I 町の概要

1 沿革等

(1) 沿革

中世室町時代に下総の国を統治した千葉氏が本佐倉城を築城し、以後約百年にわたり、政治、経済の中心として栄えました。その後、江戸時代には成田参詣の宿場町としてにぎわい、明治22年の町村制の施行で近隣16か町村が合併し、戸数720戸、人口3,644人の酒々井町が誕生しました。

以来 着実な歩みを続け、昭和50年代には、大規模な住宅開発に伴う急激な人口増加により、それまでの農業中心の町から都市機能を備えた住宅都市へと変貌し、人口2万人を超える町へと発展しました。

(2) 位置

千葉県北部・北総台地のほぼ中央にあつて都心からおよそ50キロメートル・成田国際空港から西へおよそ10キロメートルに位置しています。北東は門前町と空港の成田市や富里市と接し、南西は城下町の佐倉市や八街市と接しています。また印旛沼が西に隣接しており、一年を通じて温暖な気候となっています。

方位	東経	方位	北緯
極東	140度18分	極南	35度42分
極西	140度14分	極北	35度45分

(3) 交通

【鉄道】JR成田線酒々井駅、JR総武本線南酒々井駅、京成電鉄京成酒々井駅・宗吾参道駅の3線4駅があり、都心や成田国際空港等と結ばれています。

【道路】酒々井インターチェンジ・国道51号・国道296号や、主要地方道成東酒々井線・富里酒々井線・県道宗吾酒々井線があり、県東部、千葉市及び東京方面を結んでいます。

(4) 土地利用

東西4.2キロメートル、南北6.2キロメートルで町の面積は19.01平方キロメートルです。首都圏近郊整備地帯に属し、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を基本に、早くから計画的な土地利用を進めています。

(5) 町名の由来（酒の井伝説）

年老いた父親とその孝行息子の話。ある日、酒が何よりの楽しみの父親に酒を買って帰るお金がなく、途方にくれて歩いていると酒の香りのする井戸を見つけるといふ、所謂「養老伝説」が町名の由来であり、今も酒の井戸のあったと言われる場所には「酒の井」の碑が残されています。また、町内には有名な酒蔵もあり、酒造りにも適した豊かで良質な水が町の自慢でもあります。

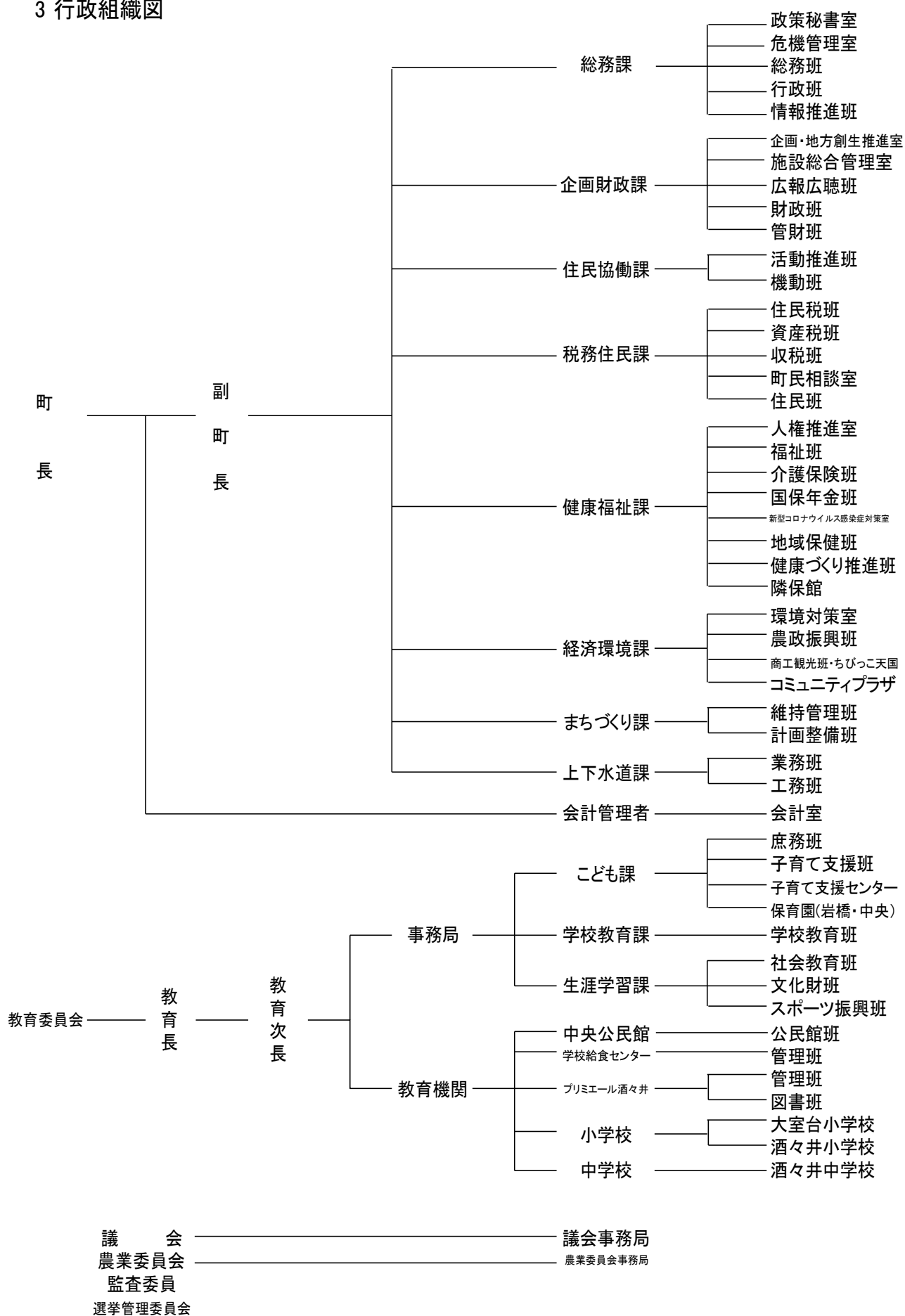
2 人口等の推移

(単位：人，%)

年 区分		29		30		元		2		3	
		人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
人口	男	10,534	99.3	10,406	98.8	10,340	99.4	10,268	99.3	10,262	99.9
	女	10,586	99.5	10,548	99.6	10,490	99.5	10,455	99.7	10,397	99.4
	計	21,120	99.4	20,954	99.2	20,830	99.4	20,723	99.5	20,659	99.7
世帯数		9,630	100.5	9,727	101.0	9,821	101.0	9,826	100.1	9,881	100.6
一世帯当たり人口		2.19	98.9	2.15	98.2	2.12	98.5	2.11	99.4	2.09	99.1
10km ² 当たり人口密度		11.11	99.4	11.02	99.2	10.96	99.4	10.90	99.5	10.87	99.7

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

3 行政組織図



4 一般会計歳入歳出決算及町税負担額の推移

(単位：円，％)

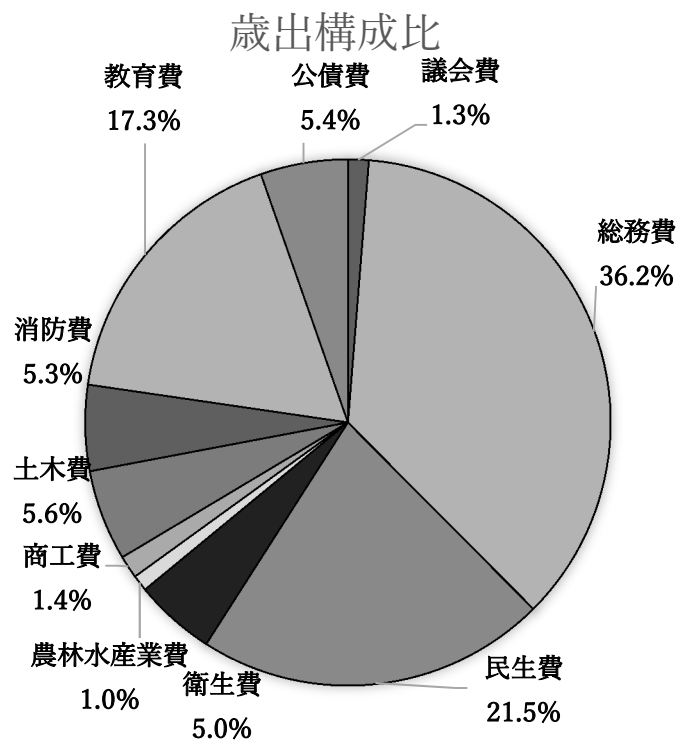
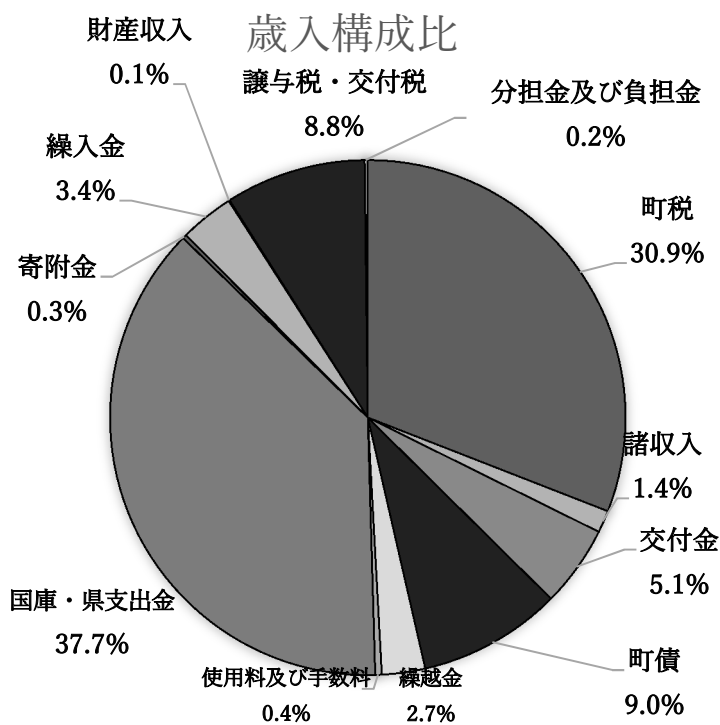
年度 区分		29	30	元
一般会計	歳入総額	6,867,758,621	6,938,266,970	7,200,432,821
	歳出総額	6,295,489,199	6,236,574,784	6,764,203,007
町税総額		2,999,259,202	3,032,271,543	3,016,943,843
歳入総額に占める町税総額の割合		43.67	43.70	41.90
町税負担額	一人当たり	142,010	144,711	144,836
	一世帯当たり	311,450	311,738	307,193
歳出額	一人当たり	298,082	297,632	324,734
	一世帯当たり	653,737	641,161	688,749
年度 区分		2	3	
一般会計	歳入総額	9,890,041,028	6,501,486,000	
	歳出総額	9,552,083,968	6,501,486,000	
町税総額		3,055,949,584	2,691,063,000	
歳入総額に占める町税総額の割合		30.90	41.39	
町税負担額	一人当たり	147,467	130,261	
	一世帯当たり	311,006	272,347	
歳出額	一人当たり	460,941	314,705	
	一世帯当たり	972,123	657,979	

資料：歳入歳出決算書（最新年度は当初予算）

5 令和2年度一般会計歳入歳出決算

(単位：円，％)

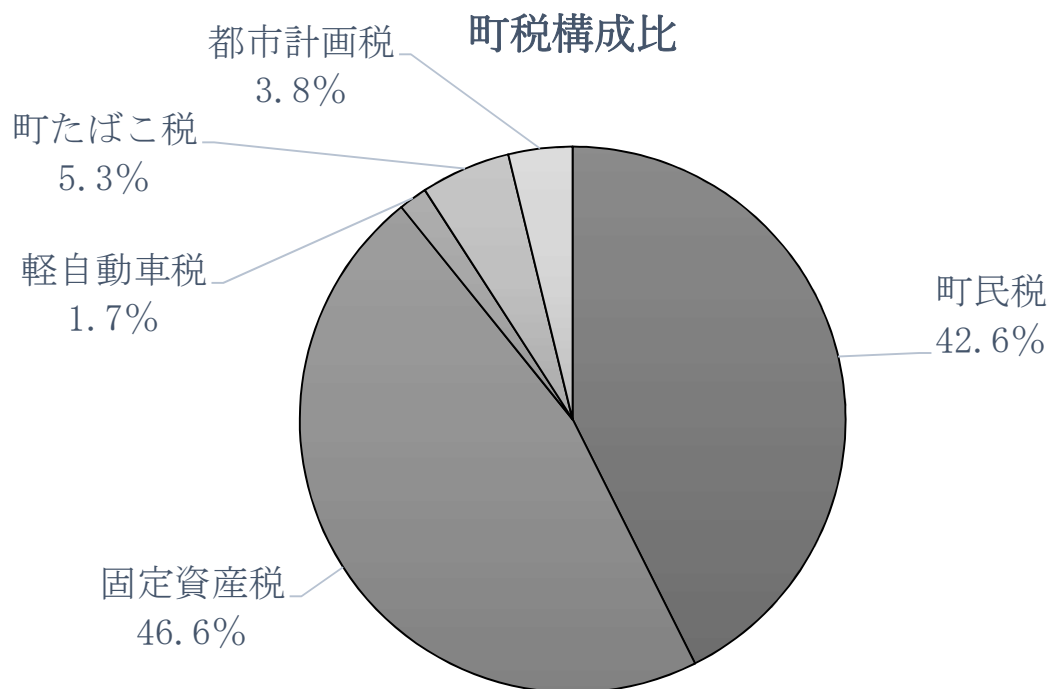
歳入			歳出		
款別	決算額	構成比	款別	決算額	構成比
町税	3,055,949,584	30.9	議会費	121,482,129	1.3
地方譲与税	62,018,000	0.6	総務費	3,460,076,435	36.2
利子割交付金	2,102,000	0.0	民生費	2,058,924,005	21.5
配当割交付金	12,570,000	0.1	衛生費	475,663,999	5.0
株式等譲渡所得割交付金	15,258,000	0.1	農林水産業費	94,697,475	1.0
地方消費税交付金	430,746,000	4.3	商工費	133,308,130	1.4
自動車取得税交付金	1,671	0.0	土木費	533,085,698	5.6
地方特例交付金	17,062,000	0.2	消防費	503,466,609	5.3
地方交付税	813,768,000	8.2	教育費	1,658,375,817	17.3
交通安全対策特別交付金	3,377,000	0.0	公債費	513,003,671	5.4
分担金及び負担金	18,523,033	0.2			
使用料及び手数料	40,225,311	0.4			
国庫支出金	3,309,632,244	33.5			
県支出金	412,755,680	4.2			
財産収入	7,039,872	0.1			
寄附金	25,035,000	0.3			
繰入金	335,223,648	3.4			
繰越金	268,050,000	2.7			
諸収入	137,359,985	1.4			
町債	889,800,000	9.0			
環境性能割交付金	7,613,000	0.1			
法人事業税交付金	25,931,000	0.3			
歳入合計	9,864,110,028	100.0	歳出合計	9,039,080,297	100.0



■町税の税目別歳入決算

(単位：円，%)

税目	決算額	構成比	税目	決算額	構成比
町民税	1,301,197,836	42.6	町たばこ税	163,443,360	5.3
固定資産税	1,423,677,380	46.6	都市計画税	115,659,085	3.8
軽自動車税	51,971,923	1.7	合計	3,055,949,584	100.0

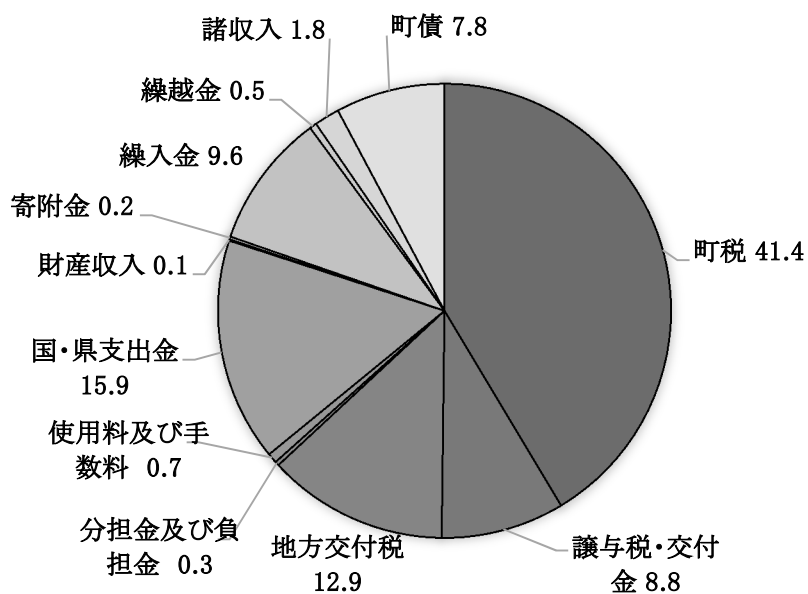


6 令和3年度一般会計歳入歳出予算（当初予算）

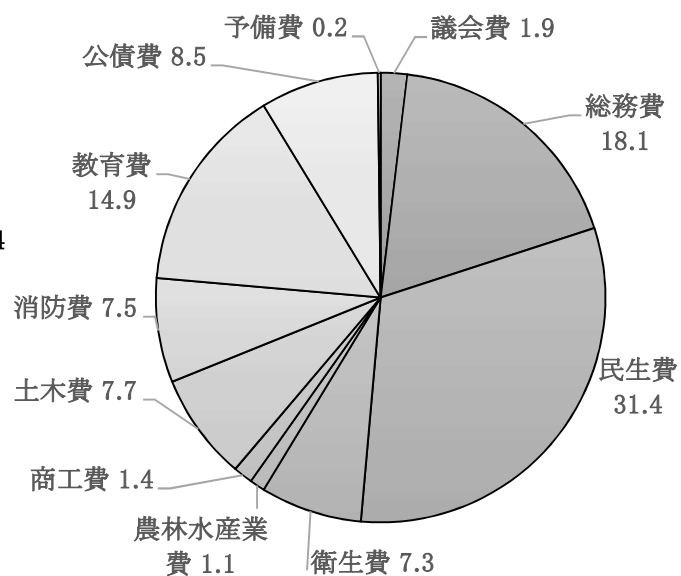
（単位：千円，％）

歳入			歳出		
款別	予算額	構成比	款別	予算額	構成比
町税	2,691,063	41.4	議会費	123,046	1.9
地方譲与税	43,128	0.7	総務費	1,178,776	18.1
利子割交付金	1,600	0.0	民生費	2,038,925	31.4
配当割交付金	4,700	0.1	衛生費	477,127	7.3
株式等譲渡所得割交付金	2,200	0.0	農林水産業費	74,293	1.1
法人事業税交付金	29,150	0.4	商工費	93,293	1.4
地方消費税交付金	336,800	5.2	土木費	500,058	7.7
自動車取得税交付金	1	0.0	消防費	488,560	7.5
環境性能割交付金	4,770	0.1	教育費	968,803	14.9
地方特例交付金	145,947	2.2	公債費	548,605	8.5
地方交付税	839,165	12.9	予備費	10,000	0.2
交通安全対策特別交付金	2,800	0.1			
分担金及び負担金	20,425	0.3			
使用料及び手数料	45,752	0.7			
国庫支出金	615,190	9.5			
県支出金	413,749	6.4			
財産収入	6,915	0.1			
寄附金	17,002	0.2			
繰入金	626,884	9.6			
繰越金	30,000	0.5			
諸収入	117,545	1.8			
町債	506,700	7.8			
歳入合計	6,501,486	100.0	歳出合計	6,501,486	100.0

歳入構成比



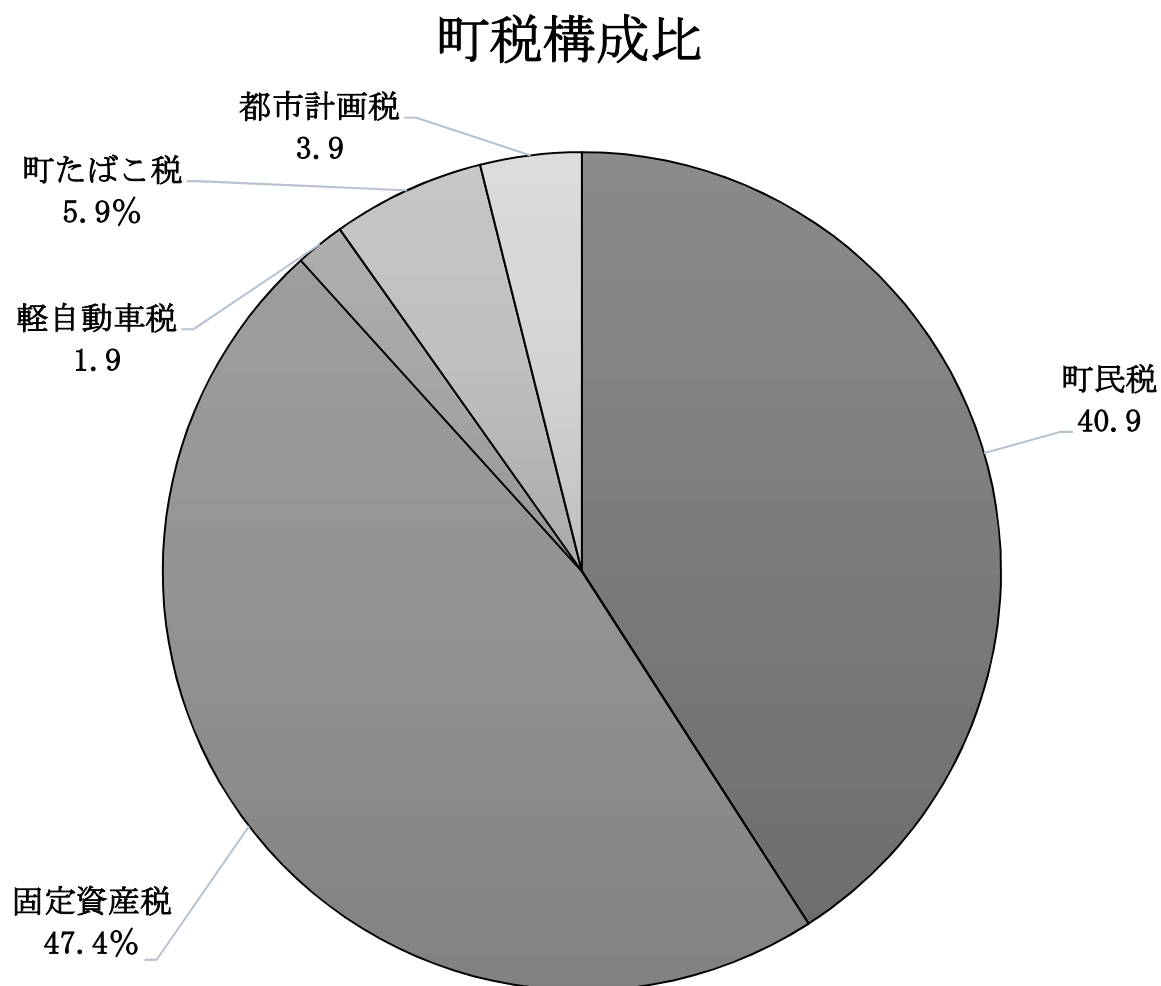
歳出構成比



■町税の税目別歳入予算

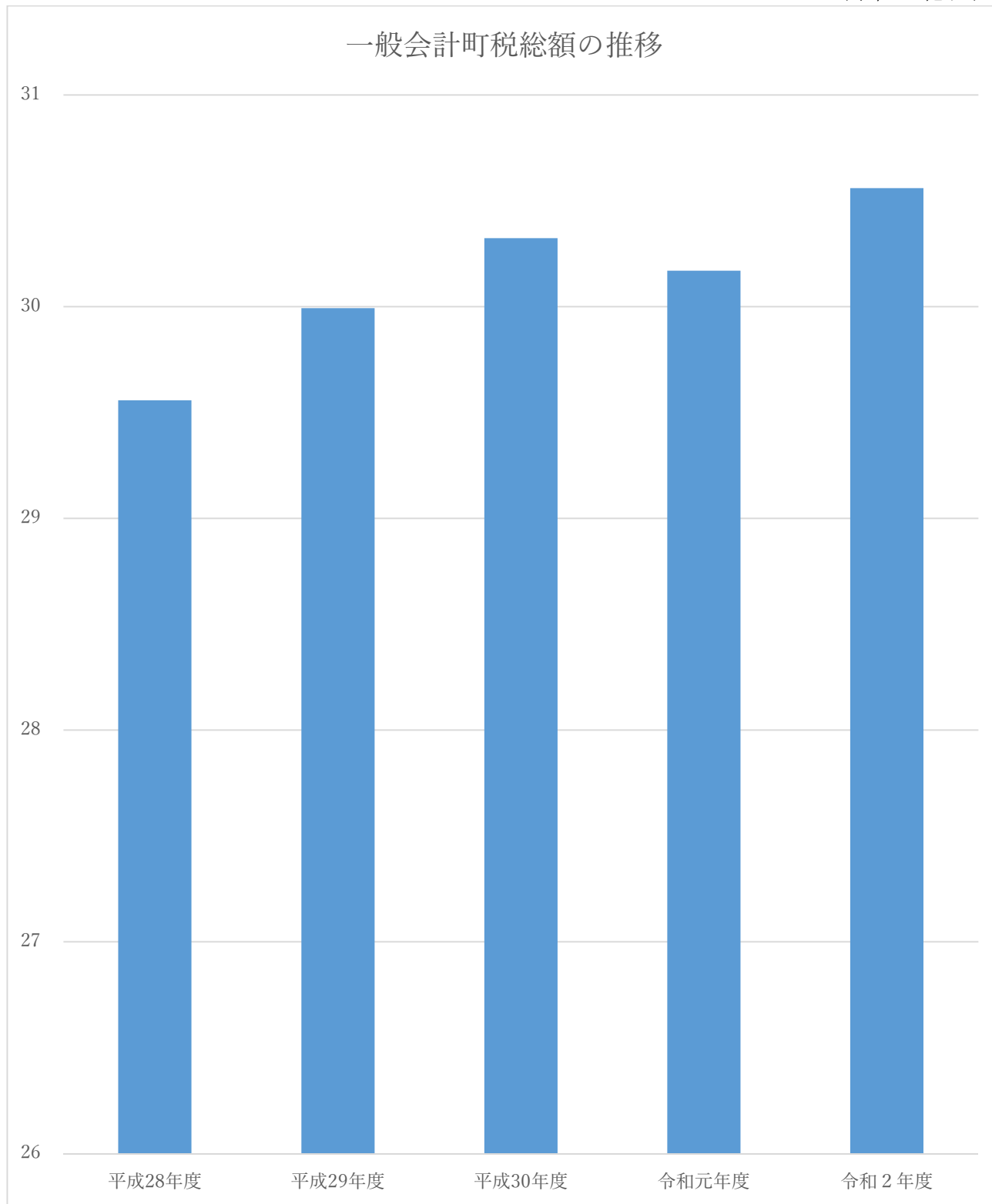
(単位：千円，%)

税目	予算額	構成比	税目	予算額	構成比
町民税	1,100,498	40.9	町たばこ税	159,377	5.9
固定資産税	1,275,792	47.4	都市計画税	105,418	3.9
軽自動車税	49,978	1.9	合計	2,691,063	100.0

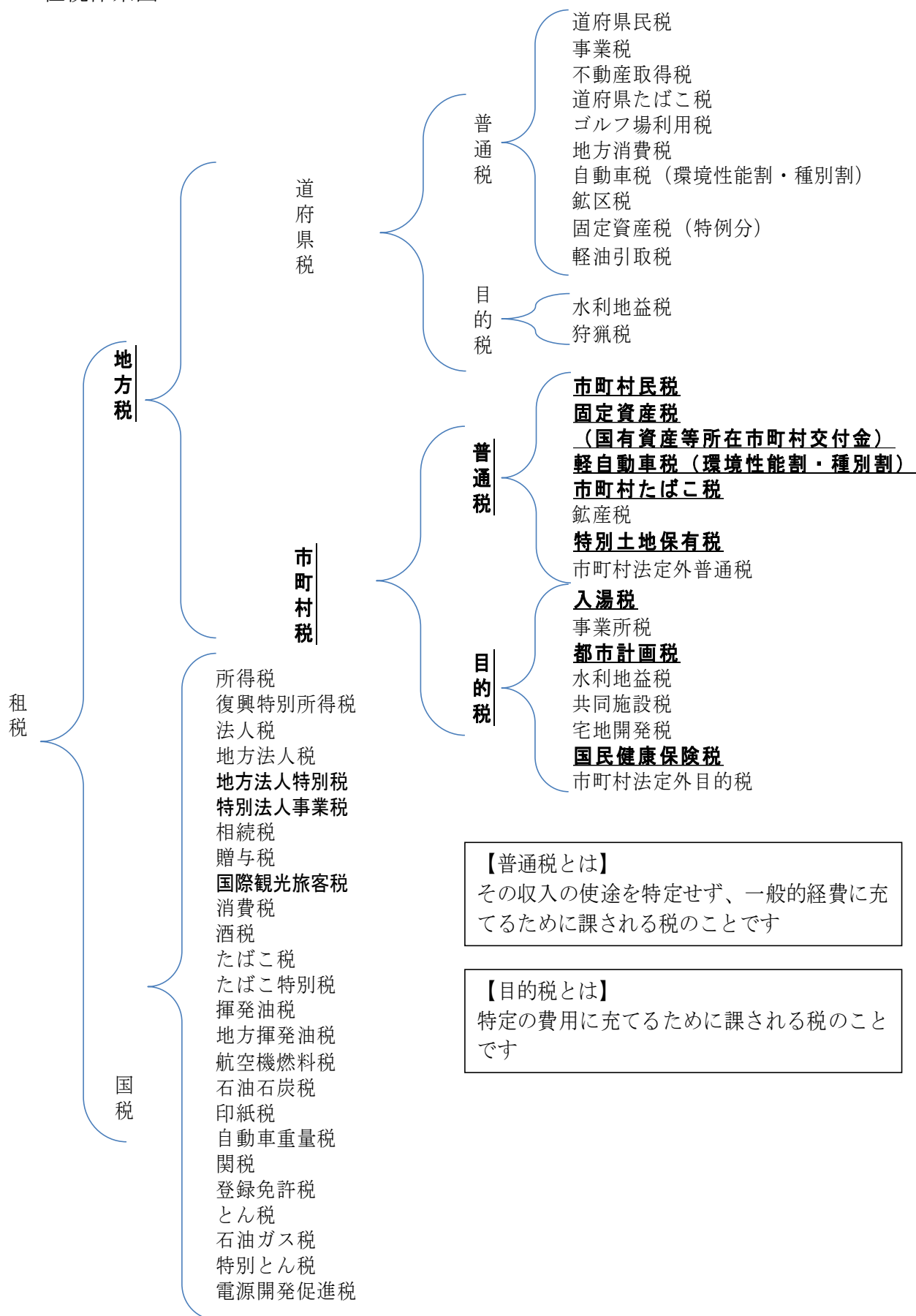


Ⅱ 町税等の概要

(単位：億円)



1 租税体系図



2 税務事務概要

(1) 税務住民課事務分掌

住民税班	個人町民税の申告及び賦課に関すること
	軽自動車税の賦課に関すること
	町たばこ税の賦課に関すること
	国民健康保険税の賦課に関すること
	法人町民税に関すること
	国税及び県税に関すること
資産税班	固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること
	固定資産の実地調査及び評価に関すること
	国有資産等所在市町村交付金に関すること
	公簿の閲覧及び固定資産の証明に関すること
収税班	町税の徴収に関すること
	納税督促・催告に関すること
	滞納処分に関すること
	納税口座振替に関すること
	収納委託及び受託に関すること
	納税思想の普及に関すること
	納税の証明に関すること
	千葉県滞納整理推進機構に関すること

(2) 職員数等（4月1日現在）

年度	課長	班	職						
29	1		主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
		住民税班	1			1	1	1	4
		資産税班	2	1				1	4
		収税班		2		1		1	4
		計	3	3	0	2	1	3	12
30	1		主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
		住民税班		1		1	1	1	4
		資産税班	1	1		1		1	4
		収税班		2		1		1	4
		計	1	4	0	3	1	3	12
元	1		主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
		住民税班		1			2	1	4
		資産税班	1	1			1	1	4
		収税班		2		2			4
		計	1	4	0	2	3	2	12
2	1		主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
		住民税班		1			2	1	4
		資産税班	1		1		1	1	4
		収税班		2		2			4
		計	1	3	1	2	3	2	12
3	1		主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
		住民税班		1			2	1	4
		資産税班	1		1		1	1	4
		収税班		2		3			5
		計	1	3	1	3	3	2	13

3 令和2年度町税決算（一般会計）

（単位：円，％）

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	令和元年度 収納率	平成30年度 収納率
町民税	1,279,093,000	1,368,490,689	1,301,197,836	2,981,989	64,310,864	95.08	94.75	94.96
個人現年課税分	1,059,879,000	1,085,164,623	1,070,216,882	0	14,947,741	98.62	98.35	98.62
個人滞納繰越分	17,132,000	67,183,866	19,366,235	2,749,889	45,067,742	28.83	22.84	23.37
計	1,077,011,000	1,152,348,489	1,089,583,117	2,749,889	60,015,483	94.55	93.85	93.85
法人現年課税分	201,546,000	213,556,000	211,134,300	0	2,421,700	98.87	99.57	99.50
法人滞納繰越分	536,000	2,586,200	480,419	232,100	1,873,681	18.58	16.24	33.68
計	202,082,000	216,142,200	211,614,719	232,100	4,295,381	97.91	98.87	99.22
固定資産税	1,415,967,000	1,470,257,573	1,423,677,380	1,815,492	44,764,701	96.83	96.40	95.83
現年課税分	1,394,481,000	1,415,948,100	1,400,715,643	0	15,232,457	98.92	98.67	98.33
滞納繰越分	17,113,000	49,936,073	18,588,337	1,815,492	29,532,244	37.22	40.79	38.34
計	1,411,594,000	1,465,884,173	1,419,303,980	1,815,492	44,764,701	96.82	96.39	95.82
国有資産交付金	4,373,000	4,373,400	4,373,400	0	0	100.00	100.00	100.00
軽自動車税	50,896,000	55,953,780	51,971,923	221,300	3,760,557	92.88	92.06	92.67
現年課税分	48,556,000	50,124,700	49,035,300	0	1,089,400	97.83	96.88	97.01
滞納繰越分	869,000	3,784,180	891,723	221,300	2,671,157	23.56	23.27	31.35
軽自動車税環境性能割	1,471,000	2,044,900	2,044,900	0	0	100.00	100.00	-
町たばこ税	159,089,000	163,443,360	163,443,360	0	0	100.00	100.00	100.00
都市計画税	115,002,000	119,562,084	115,659,085	155,444	3,747,555	96.74	96.36	95.80
現年課税分	113,552,000	115,329,800	114,089,107	0	1,240,693	98.92	98.67	98.33
滞納繰越分	1,450,000	4,232,284	1,569,978	155,444	2,506,862	37.10	40.70	28.87
合計	3,020,047,000	3,177,707,486	3,055,949,584	5,174,225	116,583,677	96.17	95.80	95.61
現年課税分 合計	2,982,947,000	3,049,984,883	3,015,052,892	0	34,931,991	98.85	98.68	98.66
滞納繰越分 合計	37,100,000	127,722,603	40,896,692	5,174,225	81,651,686	32.02	30.85	25.97

4 町税決算額の推移（一般会計）

（単位：千円，％）

年度			平成28年度				平成29年度				平成30年度			
税目		区分	調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比
町民税	個人	現年	1,054,025	1,037,540	98.4	99.5	1,076,911	1,060,893	98.5	102.3	1,086,857	1,071,834	98.6	101
		滞繰	101,173	26,784	26.5	103.5	83,515	21,869	26.2	81.6	73,530	17,187	23.4	78.6
		計	1,155,198	1,064,324	92.1	99.6	1,160,426	1,082,762	93.3	101.7	1,160,387	1,089,021	93.8	100.6
	法人	現年	244,163	241,299	98.8	115.3	254,785	253,857	99.6	105.2	299,488	298,883	99.8	117.7
		滞繰	2,380	560	23.5	220.5	4,412	2,555	57.9	456.3	2,626	885	33.7	34.6
		計	246,543	241,859	98.1	115.4	259,197	256,412	98.9	106	302,114	299,768	99.2	116.9
	計		1,401,741	1,306,183	93.2	102.2	1,419,623	1,339,174	94.3	102.5	1,462,501	1,388,789	95.0	103.7
固定資産税	現年	1,313,591	1,297,111	98.7	105.0	1,320,288	1,305,682	98.9	100.7	1,314,125	1,292,156	98.3	99	
	滞繰	57,263	16,264	28.4	119.5	50,849	14,686	28.9	90.3	49,245	14,204	28.8	96.7	
	計	1,370,854	1,313,375	95.8	105.2	1,371,137	1,320,368	96.3	100.5	1,363,370	1,306,360	95.8	98.9	
	交付金	現年	4,643	4,643	100.0	97.0	4,643	4,643	100.0	100	4,643	4,643	100.0	100
	計	1,375,497	1,318,018	95.8	105.2	1,375,780	1,325,011	96.3	100.5	1,368,013	1,311,003	95.8	98.9	
軽自動車税	現年	40,830	39,517	96.8	120.0	42,939	41,697	97.1	105.5	45,651	44,286	97.0	106.2	
	滞繰	3,349	782	23.4	109.2	3,307	870	26.3	111.3	3,233	1,013	31.3	116.4	
	計	44,179	40,299	91.2	119.7	46,246	42,567	92.0	105.6	48,884	45,299	92.7	106.4	
町たばこ税		現年	179,632	179,632	100.0	95.6	179,463	179,463	100.0	99.9	176,620	176,620	100.0	98.4
都市計画税	現年	111,602	110,202	98.7	102.8	113,046	111,795	98.9	101.4	111,207	109,348	98.3	97.8	
	滞繰	4,891	1,397	28.6	121.7	4,326	1,249	28.9	89.4	4,197	1,212	28.9	97	
	計	116,493	111,599	95.8	103.0	117,372	113,044	96.3	101.3	115,404	110,560	95.8	97.8	
合計	現年課税分		2,948,486	2,909,944	98.7	103.2	2,992,075	2,958,030	98.9	101.7	3,038,591	2,997,770	98.7	101.3
	滞納繰越分		169,056	45,787	27.1	110.1	146,409	41,229	28.2	90	132,831	34,501	26.0	83.7
	計		3,117,542	2,955,731	94.8	103.3	3,138,484	2,999,259	95.6	101.5	3,171,422	3,032,271	95.6	101.1

つづく

つづき

(単位：千円，％)

年度			令和元年度				令和２年度				
税目		区分	調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比	
町民税	個人	現年	1,072,281	1,054,560	98.3	98.4	1,085,165	1,070,217	98.6	101.5	
		滞繰	67,898	15,508	22.8	90.2	67,184	19,366	28.8	124.9	
		計	1,140,179	1,070,068	93.9	98.3	1,152,349	1,089,583	94.6	101.8	
	法人	現年	247,302	246,246	99.6	82.4	213,556	211,135	98.9	85.7	
		滞繰	2,113	343	16.2	38.8	2,586	481	18.6	140.2	
		計	249,415	246,589	98.9	82.3	216,142	211,616	97.9	85.8	
	計		1,389,594	1,316,657	94.8	94.8	1,368,491	1,301,199	95.1	98.8	
	固定資産税		現年	1,358,773	1,340,703	98.7	103.8	1,415,948	1,400,716	98.9	104.5
滞繰			55,736	22,737	40.8	160.1	49,936	18,588	37.2	81.8	
計			1,414,509	1,363,440	96.4	104.4	1,465,884	1,419,304	96.8	104.1	
交付金			現年	4,446	4,446	100.0	95.8	4,373	4,373	100.0	98.3
計			1,418,956	1,367,887	96.4	104.3	1,470,257	1,423,677	96.8	104.1	
軽自動車税		現年	47,648	46,188	96.9	104.3	52,170	51,080	97.9	110.6	
		滞繰	3,374	785	23.3	77.5	3,784	892	23.6	113.6	
		計	51,022	46,973	92.1	103.7	55,954	51,972	92.9	110.6	
町たばこ税		現年	170,868	170,868	100.0	96.7	163,443	163,443	100.0	95.7	
都市計画税		現年	114,149	112,631	98.7	103.0	115,330	114,089	98.9	101.3	
		滞繰	4,737	1,928	40.7	159.1	4,232	1,570	37.1	81.4	
		計	118,886	114,559	96.4	103.6	119,562	115,659	96.7	101.0	
合計	現年課税分		3,015,467	2,975,642	98.7	99.3	3,049,985	3,015,053	98.9	101.3	
	滞納繰越分		133,858	41,302	30.9	119.7	127,722	40,897	32.0	99.0	
	計		3,149,325	3,016,944	95.8	99.5	3,177,707	3,055,950	96.2	101.3	

資料：決算統計書

5 町 税 率 の 推 移

区分		年度	19	20																											
町 民 税	個人	均等割	町民税3, 000円 県民税1, 000円 ※前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成19年度町民税2,000円 県民税600円 ・平成20年度町民税3,000円 県民税1,000円	町民税3, 000円 県民税1, 000円 ※前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成20年度町民税3,000円 県民税1,000円																											
		所得割	<table><tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table> ※前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成19年度2/3課税 ・平成20年度全額課税	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%	<table><tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table> ※前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成20年度全額課税	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%											
	平成19年度～																														
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																														
町民税	6%																														
県民税	4%																														
平成19年度～																															
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																															
町民税	6%																														
県民税	4%																														
法人	均等割	<table><tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税 額</th></tr><tr><td rowspan="2">1, 000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50, 000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120, 000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1, 000万円を超え 1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>130, 000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150, 000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160, 000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400, 000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410, 000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>1,750, 000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超え50億 円以下の金額</td><td>50人超</td><td>1,750, 000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>3,000, 000円</td></tr></table>	資本金の金額	従業者数	税 額	1, 000万円以下	50人以下	50, 000円	50人超	120, 000円	1, 000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130, 000円	50人超	150, 000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160, 000円	50人超	400, 000円	10億円を超える金額	50人以下	410, 000円	50人超	1,750, 000円	10億円を超え50億 円以下の金額	50人超	1,750, 000円	50人超	3,000, 000円	
	資本金の金額	従業者数	税 額																												
1, 000万円以下	50人以下	50, 000円																													
	50人超	120, 000円																													
1, 000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130, 000円																													
	50人超	150, 000円																													
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160, 000円																													
	50人超	400, 000円																													
10億円を超える金額	50人以下	410, 000円																													
	50人超	1,750, 000円																													
10億円を超え50億 円以下の金額	50人超	1,750, 000円																													
	50人超	3,000, 000円																													
法人税割		12.3%																													
固定資産税			1.40%	免税点 { 土地 300, 000円 家屋 200, 000円 償却資産 1, 500, 000円																											
軽自動車			原動機付自転車 50cc以下 1, 000円 90cc以下 1, 200円 125cc以下 1, 600円 ミニカー 50cc以下 2, 500円 小型特殊自動車 農耕用 1, 600円 小型特殊1,000cc以下 2, 400円 その他 4, 700円 二輪の小型自動車 4, 000円	軽自動車 二輪 2, 400円 三輪 3, 100円 四輪 貨物 営業用 3, 000円 自家用 4, 000円 乗用 営業用 5, 500円 自家用 7, 200円																											
町たばこ税			千本につき3, 298円 (旧3級品千本につき1, 564円)																												
特別土地保有税			課税停止																												
都市計画税			0.20%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	8.30%	5.60%																											
		資産割	25.0%	25.0%																											
		均等割	29, 400円	23, 000円																											
		平等割	31, 200円	31, 200円																											
		限度額	530, 000円	470, 000円																											
	者後支 援期 高 金 齢	所得割		2.70%																											
		均等割		6, 400円																											
		限度額		120, 000円																											
	金介 課 税 納 額 付	所得割	1.40%	1.40%																											
均等割		13, 000円	13, 000円																												
限度額		90, 000円	90, 000円																												

区分		年度	21	22																										
町民税	個人	均等割	町民税3,000円 県民税1,000円																											
		所得割	<table><tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																		
	平成19年度～																													
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
	町民税	6%																												
県民税	4%																													
法人	均等割	<table><tr><td>資本金の金額</td><td>従業者数</td><td>税 額</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">50人超</td><td rowspan="2">1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円を超え50億円以下の金額</td></tr><tr><td>50億円を超える金額</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>		資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
	資本金の金額	従業者数	税 額																											
1,000万円以下	50人以下	50,000円																												
	50人超	120,000円																												
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																												
	50人超	150,000円																												
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																												
	50人超	400,000円																												
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																												
	50人超	1,750,000円																												
10億円を超え50億円以下の金額																														
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																												
法人税割	12.3%																													
固定資産税		1.40%	免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																											
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円																												
町たばこ税		千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)	千本につき4,618円 (旧3級品千本につき2,190円)																											
特別土地保有税		課税停止																												
都市計画税		0.20%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																											
		資産割	25.0%																											
		均等割	23,000円																											
		平等割	31,200円																											
		限度額	470,000円																											
	後援高年齢者支援金	所得割	2.70%																											
		均等割	6,400円																											
		限度額	120,000円																											
	介護保険納付額	所得割	1.40%																											
		均等割	13,000円																											
限度額		90,000円																												

区分		年度	23	24																													
町民税	個人	均等割	町民税3,000円 県民税1,000円																														
		所得割	<table><tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																					
	平成19年度～																																
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																																
町民税	6%																																
県民税	4%																																
法人	均等割	<table><tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税 額</th></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>1,000万円を超え</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1億円以下の金額</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>1億円を超え10億</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>円以下の金額</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超え50億</td><td rowspan="2">50人超</td><td rowspan="2">1,750,000円</td></tr><tr><td>円以下の金額</td></tr><tr><td>50億円を超える金額</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>		資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	1億円以下の金額	50人超	150,000円	1億円を超え10億	50人以下	160,000円	円以下の金額	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	10億円を超え50億	50人超	1,750,000円	円以下の金額	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
	資本金の金額	従業者数	税 額																														
1,000万円以下	50人以下	50,000円																															
	50人超	120,000円																															
1,000万円を超え	50人以下	130,000円																															
1億円以下の金額	50人超	150,000円																															
1億円を超え10億	50人以下	160,000円																															
円以下の金額	50人超	400,000円																															
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																															
10億円を超え50億	50人超	1,750,000円																															
			円以下の金額																														
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																															
	法人税割	12.3%																															
固定資産税		1.40%	免税点 <table><tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr><tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr></table>		土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																							
土地	300,000円																																
家屋	200,000円																																
償却資産	1,500,000円																																
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 家用 7,200円																														
町たばこ税		千本につき4,618円 (旧3級品千本につき2,190円)																															
特別土地保有税		課税停止																															
都市計画税		0.20%																															
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																														
		資産割	25.0%																														
		均等割	23,000円																														
		平等割	31,200円																														
		限度額	470,000円																														
	者後援高金	所得割	2.70%																														
		均等割	6,400円																														
		限度額	120,000円																														
	介護課税納付額	所得割	1.40%																														
		均等割	13,000円																														
限度額		90,000円																															

区分		年度	25	26																																	
町民税		均等割	町民税3, 000円 県民税1, 000円	町民税3, 500円 県民税1, 500円																																	
				※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています																																	
	個人	所得割		平成1 9 年度～																																	
				課税所得（課税標準額）にかかわらず一律 1 0 %																																	
				町民税	6%																																
				県民税	4%																																
	法人	均等割		<table><tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税 額</th></tr><tr><td rowspan="2">1, 0 0 0万円以下</td><td>5 0人以下</td><td>5 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td>5 0人超</td><td>1 2 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td rowspan="2">1, 0 0 0万円を超え</td><td>5 0人以下</td><td>1 3 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td>5 0人超</td><td>1 5 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td>1 億円以下の金額</td><td>5 0人超</td><td>1 6 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td>1 億円を超え1 0 億</td><td>5 0人以下</td><td>1 6 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td>円以下の金額</td><td>5 0人超</td><td>4 0 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td>1 0 億円を超える金額</td><td>5 0人以下</td><td>4 1 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td>1 0 億円を超え5 0 億</td><td rowspan="2">5 0人超</td><td rowspan="2">1,7 5 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td>円以下の金額</td></tr><tr><td>5 0 億円を超える金額</td><td>5 0人超</td><td>3,0 0 0, 0 0 0円</td></tr></table>		資本金の金額	従業者数	税 額	1, 0 0 0万円以下	5 0人以下	5 0, 0 0 0円	5 0人超	1 2 0, 0 0 0円	1, 0 0 0万円を超え	5 0人以下	1 3 0, 0 0 0円	5 0人超	1 5 0, 0 0 0円	1 億円以下の金額	5 0人超	1 6 0, 0 0 0円	1 億円を超え1 0 億	5 0人以下	1 6 0, 0 0 0円	円以下の金額	5 0人超	4 0 0, 0 0 0円	1 0 億円を超える金額	5 0人以下	4 1 0, 0 0 0円	1 0 億円を超え5 0 億	5 0人超	1,7 5 0, 0 0 0円	円以下の金額	5 0 億円を超える金額	5 0人超	3,0 0 0, 0 0 0円
				資本金の金額	従業者数	税 額																															
				1, 0 0 0万円以下	5 0人以下	5 0, 0 0 0円																															
					5 0人超	1 2 0, 0 0 0円																															
1, 0 0 0万円を超え				5 0人以下	1 3 0, 0 0 0円																																
				5 0人超	1 5 0, 0 0 0円																																
1 億円以下の金額				5 0人超	1 6 0, 0 0 0円																																
1 億円を超え1 0 億				5 0人以下	1 6 0, 0 0 0円																																
円以下の金額				5 0人超	4 0 0, 0 0 0円																																
1 0 億円を超える金額				5 0人以下	4 1 0, 0 0 0円																																
1 0 億円を超え5 0 億	5 0人超	1,7 5 0, 0 0 0円																																			
円以下の金額																																					
5 0 億円を超える金額	5 0人超	3,0 0 0, 0 0 0円																																			
	法人税割	12.3%																																			
固定資産税			1.40%	免税点 <table><tr><td>土 地</td><td>300, 000円</td></tr><tr><td>家 屋</td><td>200, 000円</td></tr><tr><td>償却資産</td><td>1, 500, 000円</td></tr></table>	土 地	300, 000円	家 屋	200, 000円	償却資産	1, 500, 000円																											
土 地	300, 000円																																				
家 屋	200, 000円																																				
償却資産	1, 500, 000円																																				
軽自動車			<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>軽自動車</td></tr><tr><td>50cc以下 1, 000円</td><td>二輪 2, 400円</td></tr><tr><td>90cc以下 1, 200円</td><td>三輪 3, 100円</td></tr><tr><td>125cc以下 1, 600円</td><td>四輪</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>貨物 営業用 3, 000円</td></tr><tr><td>50cc以下 2, 500円</td><td>自家用 4, 000円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>乗用 営業用 5, 500円</td></tr><tr><td>農耕用 1, 600円</td><td>自家用 7, 200円</td></tr><tr><td>小型特殊1,000cc以下 2, 400円</td><td></td></tr><tr><td>その他 4, 700円</td><td></td></tr><tr><td>二輪の小型自動車 4, 000円</td><td></td></tr></table>		原動機付自転車	軽自動車	50cc以下 1, 000円	二輪 2, 400円	90cc以下 1, 200円	三輪 3, 100円	125cc以下 1, 600円	四輪	ミニカー	貨物 営業用 3, 000円	50cc以下 2, 500円	自家用 4, 000円	小型特殊自動車	乗用 営業用 5, 500円	農耕用 1, 600円	自家用 7, 200円	小型特殊1,000cc以下 2, 400円		その他 4, 700円		二輪の小型自動車 4, 000円												
原動機付自転車	軽自動車																																				
50cc以下 1, 000円	二輪 2, 400円																																				
90cc以下 1, 200円	三輪 3, 100円																																				
125cc以下 1, 600円	四輪																																				
ミニカー	貨物 営業用 3, 000円																																				
50cc以下 2, 500円	自家用 4, 000円																																				
小型特殊自動車	乗用 営業用 5, 500円																																				
農耕用 1, 600円	自家用 7, 200円																																				
小型特殊1,000cc以下 2, 400円																																					
その他 4, 700円																																					
二輪の小型自動車 4, 000円																																					
町たばこ税			千本につき5, 262円 (旧3級品千本につき2, 495円)																																		
特別土地保有税			課税停止																																		
都市計画税			0.20%																																		
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																																		
		資産割	25.0%																																		
		均等割	23, 000円																																		
		平等割	31, 200円																																		
		限度額	470, 000円																																		
	者後支期高金齡	所得割	2.70%																																		
		均等割	6, 400円																																		
		限度額	120, 000円																																		
	金介課護税納額付	所得割	1.40%																																		
		均等割	13, 000円																																		
限度額		90, 000円																																			

区分		年度	27																													
町民税	個人	均等割	町民税3, 500円 県民税1, 500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ 500円ずつ引き上げられています																													
		所得割	<table><tr><td colspan="2">平成1 9 年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律1 0 %</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table>	平成1 9 年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律1 0 %		町民税	6%	県民税	4%																					
			平成1 9 年度～																													
			課税所得（課税標準額）にかかわらず一律1 0 %																													
	町民税		6%																													
県民税	4%																															
法人	均等割	<table><tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税 額</th></tr><tr><td rowspan="2">1, 0 0 0 万円以下</td><td>5 0 人以下</td><td>5 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>5 0 人超</td><td>1 2 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1, 0 0 0 万円を超え</td><td>5 0 人以下</td><td>1 3 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 億円以下の金額</td><td>5 0 人超</td><td>1 5 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 億円を超え1 0 億</td><td>5 0 人以下</td><td>1 6 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>円以下の金額</td><td>5 0 人超</td><td>4 0 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 0 億円を超える金額</td><td>5 0 人以下</td><td>4 1 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 0 億円を超え5 0 億</td><td rowspan="2">5 0 人超</td><td rowspan="2">1, 7 5 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>円以下の金額</td></tr><tr><td>5 0 億円を超える金額</td><td>5 0 人超</td><td>3, 0 0 0, 0 0 0 円</td></tr></table>	資本金の金額	従業者数	税 額	1, 0 0 0 万円以下	5 0 人以下	5 0, 0 0 0 円	5 0 人超	1 2 0, 0 0 0 円	1, 0 0 0 万円を超え	5 0 人以下	1 3 0, 0 0 0 円	1 億円以下の金額	5 0 人超	1 5 0, 0 0 0 円	1 億円を超え1 0 億	5 0 人以下	1 6 0, 0 0 0 円	円以下の金額	5 0 人超	4 0 0, 0 0 0 円	1 0 億円を超える金額	5 0 人以下	4 1 0, 0 0 0 円	1 0 億円を超え5 0 億	5 0 人超	1, 7 5 0, 0 0 0 円	円以下の金額	5 0 億円を超える金額	5 0 人超	3, 0 0 0, 0 0 0 円
		資本金の金額	従業者数	税 額																												
		1, 0 0 0 万円以下	5 0 人以下	5 0, 0 0 0 円																												
			5 0 人超	1 2 0, 0 0 0 円																												
		1, 0 0 0 万円を超え	5 0 人以下	1 3 0, 0 0 0 円																												
		1 億円以下の金額	5 0 人超	1 5 0, 0 0 0 円																												
		1 億円を超え1 0 億	5 0 人以下	1 6 0, 0 0 0 円																												
		円以下の金額	5 0 人超	4 0 0, 0 0 0 円																												
		1 0 億円を超える金額	5 0 人以下	4 1 0, 0 0 0 円																												
		1 0 億円を超え5 0 億	5 0 人超	1, 7 5 0, 0 0 0 円																												
円以下の金額																																
5 0 億円を超える金額	5 0 人超	3, 0 0 0, 0 0 0 円																														
法人税割	12.3% ※平成26年10月以降 9. 7%																															
固定資産税		1.40%	免税点 { 土 地 300, 000円 家 屋 200, 000円 償却資産 1, 500, 000円																													
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1, 000円 90cc以下 1, 200円 125cc以下 1, 600円 ミニカー 50cc以下 2, 500円 小型特殊自動車 農耕用 1, 600円 小型特殊1,000cc以下 2, 400円 その他 4, 700円 二輪の小型自動車 4, 000円	軽自動車 二輪 2, 400円 三輪 3, 100円 (3, 900円) 四輪 貨物 営業用 3, 000円 (3, 800円) 自家用 4, 000円 (5, 000円) 乗用 営業用 5, 500円 (6, 900円) 自家用 7, 200円 (10, 800円) ※()は、平成27年4月1日以降に最初(新車)の新規検査をした車両のみに適用																													
町たばこ税		千本につき5, 262円 (旧3級品千本につき2, 495円)																														
特別土地保有税		課税停止																														
都市計画税		0.20%																														
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																													
		資産割	25.0%																													
		均等割	23, 000円																													
		平等割	31, 200円																													
		限度額	470, 000円																													
		後期高齢者支援金	所得割	2.70%																												
	均等割		6, 400円																													
	限度額		120, 000円																													
	介護保険税納付額		所得割	1.40%																												
		均等割	13, 000円																													
限度額		90, 000円																														

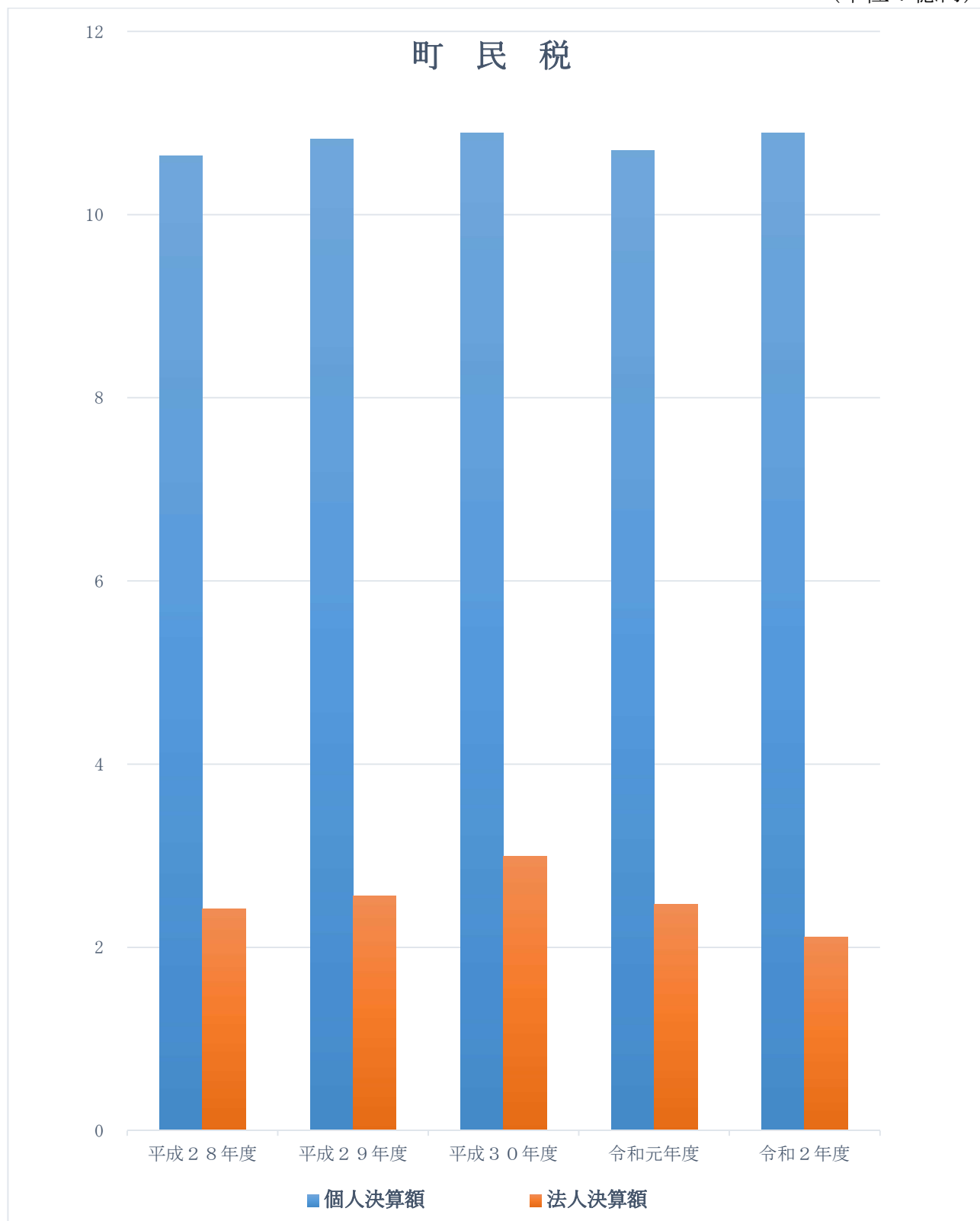
区分		年度	28	29																										
町民税	個人	均等割	町民税3, 500円 県民税1, 500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ 500円ずつ引き上げられています																											
		所得割	平成1 9年度～																											
			課税所得（課税標準額）にかかわらず一律1 0％																											
			町民税	6%																										
	県民税	4%																												
	法人	均等割	<table><tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税 額</th></tr><tr><td rowspan="2">1, 0 0 0万円以下</td><td>5 0人以下</td><td>5 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td>5 0人超</td><td>1 2 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td rowspan="2">1, 0 0 0万円を超え</td><td>5 0人以下</td><td>1 3 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td>5 0人超</td><td>1 5 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円以下の金額</td><td>5 0人以下</td><td>1 6 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td>5 0人超</td><td>4 0 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>5 0人以下</td><td>4 1 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td rowspan="2">1 0億円を超え5 0億円以下の金額</td><td>5 0人超</td><td>1,7 5 0, 0 0 0円</td></tr><tr><td>5 0億円を超える金額</td><td>5 0人超</td><td>3,0 0 0, 0 0 0円</td></tr></table>		資本金の金額	従業者数	税 額	1, 0 0 0万円以下	5 0人以下	5 0, 0 0 0円	5 0人超	1 2 0, 0 0 0円	1, 0 0 0万円を超え	5 0人以下	1 3 0, 0 0 0円	5 0人超	1 5 0, 0 0 0円	1億円以下の金額	5 0人以下	1 6 0, 0 0 0円	5 0人超	4 0 0, 0 0 0円	10億円を超える金額	5 0人以下	4 1 0, 0 0 0円	1 0億円を超え5 0億円以下の金額	5 0人超	1,7 5 0, 0 0 0円	5 0億円を超える金額	5 0人超
資本金の金額			従業者数	税 額																										
1, 0 0 0万円以下			5 0人以下	5 0, 0 0 0円																										
			5 0人超	1 2 0, 0 0 0円																										
1, 0 0 0万円を超え			5 0人以下	1 3 0, 0 0 0円																										
	5 0人超		1 5 0, 0 0 0円																											
1億円以下の金額	5 0人以下		1 6 0, 0 0 0円																											
	5 0人超		4 0 0, 0 0 0円																											
10億円を超える金額	5 0人以下		4 1 0, 0 0 0円																											
	1 0億円を超え5 0億円以下の金額	5 0人超	1,7 5 0, 0 0 0円																											
5 0億円を超える金額		5 0人超	3,0 0 0, 0 0 0円																											
法人税割	9.7%																													
固定資産税		1.40%	免税点 { 土地 300, 000円 家屋 200, 000円 償却資産 1, 500, 000円																											
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 2, 000円 90cc以下 2, 000円 125cc以下 2, 400円 ミニカー 50cc以下 3, 700円 小型特殊自動車 農耕用 2, 400円 その他 5, 900円 二輪の小型自動車 6, 000円	軽自動車 二輪 3, 600円 三輪 3, 900円（3, 100円） 四輪 貨物 営業用 3, 800円（3, 000円） 自家用 5, 000円（4, 000円） 乗用 営業用 6, 900円（5, 500円） 自家用 10, 800円（7, 200円） ※（ ）は、平成27年3月31日以前に最初（新車）の新規検査をした車両に適用（重課車両は除く） ※平成28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし（52ページ）」を参照																											
町たばこ税		千本につき5, 262円 （旧3級品千本につき2, 925円）																												
特別土地保有税		課税停止																												
都市計画税		0.20%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																											
		資産割	25.0%																											
		均等割	23, 000円																											
		平等割	31, 200円																											
		限度額	470, 000円																											
	後期高齢者支援金	所得割	2.70%																											
		均等割	6, 400円																											
		限度額	120, 000円																											
	介護保険料	所得割	1.40%																											
均等割		13, 000円																												
		限度額	90, 000円																											

区分		年度	30	元																																							
町民税	個人	均等割	町民税3, 500円 県民税1, 500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ 500円ずつ引き上げられています																																								
		所得割	平成1 9 年度～																																								
			課税所得（課税標準額）にかかわらず一律1 0 %																																								
			町民税	6%																																							
			県民税	4%																																							
	法人	均等割	<table><tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税 額</th></tr><tr><td rowspan="2">1, 0 0 0 万円以下</td><td>5 0 人以下</td><td>5 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>5 0 人超</td><td>1 2 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1, 0 0 0 万円を超え</td><td>5 0 人以下</td><td>1 3 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 億円以下の金額</td><td>5 0 人超</td><td>1 5 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 億円を超え1 0 億</td><td>5 0 人以下</td><td>1 6 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>円以下の金額</td><td>5 0 人超</td><td>4 0 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 0 億円を超える金額</td><td>5 0 人以下</td><td>4 1 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 0 億円を超え5 0 億</td><td rowspan="2">5 0 人超</td><td rowspan="2">1, 7 5 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>円以下の金額</td></tr><tr><td>5 0 億円を超える金額</td><td>5 0 人超</td><td>3, 0 0 0, 0 0 0 円</td></tr></table>		資本金の金額	従業者数	税 額	1, 0 0 0 万円以下	5 0 人以下	5 0, 0 0 0 円	5 0 人超	1 2 0, 0 0 0 円	1, 0 0 0 万円を超え	5 0 人以下	1 3 0, 0 0 0 円	1 億円以下の金額	5 0 人超	1 5 0, 0 0 0 円	1 億円を超え1 0 億	5 0 人以下	1 6 0, 0 0 0 円	円以下の金額	5 0 人超	4 0 0, 0 0 0 円	1 0 億円を超える金額	5 0 人以下	4 1 0, 0 0 0 円	1 0 億円を超え5 0 億	5 0 人超	1, 7 5 0, 0 0 0 円	円以下の金額	5 0 億円を超える金額	5 0 人超	3, 0 0 0, 0 0 0 円									
			資本金の金額	従業者数	税 額																																						
			1, 0 0 0 万円以下	5 0 人以下	5 0, 0 0 0 円																																						
				5 0 人超	1 2 0, 0 0 0 円																																						
			1, 0 0 0 万円を超え	5 0 人以下	1 3 0, 0 0 0 円																																						
1 億円以下の金額			5 0 人超	1 5 0, 0 0 0 円																																							
1 億円を超え1 0 億			5 0 人以下	1 6 0, 0 0 0 円																																							
円以下の金額			5 0 人超	4 0 0, 0 0 0 円																																							
1 0 億円を超える金額			5 0 人以下	4 1 0, 0 0 0 円																																							
1 0 億円を超え5 0 億			5 0 人超	1, 7 5 0, 0 0 0 円																																							
円以下の金額																																											
5 0 億円を超える金額	5 0 人超	3, 0 0 0, 0 0 0 円																																									
法人税割	9.7% 令和元年10月以降 6. 0 %																																										
固定資産税		1.40%	免税点 <table><tr><td>土 地</td><td>300, 000円</td></tr><tr><td>家 屋</td><td>200, 000円</td></tr><tr><td>償却資産</td><td>1, 500, 000円</td></tr></table>		土 地	300, 000円	家 屋	200, 000円	償却資産	1, 500, 000円																																	
土 地	300, 000円																																										
家 屋	200, 000円																																										
償却資産	1, 500, 000円																																										
軽自動車		<table><tr><td colspan="2">[種別割]</td><td>軽自動車</td></tr><tr><td>原動機付自転車</td><td></td><td>二輪 3, 600円</td></tr><tr><td>50cc以下 2, 000円</td><td></td><td>三輪 3, 900円 (3, 100円)</td></tr><tr><td>90cc以下 2, 000円</td><td></td><td>四輪</td></tr><tr><td>125cc以下 2, 400円</td><td></td><td>貨物 営業用 3, 800円 (3, 000円)</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td></td><td>自家用 5, 000円 (4, 000円)</td></tr><tr><td>50cc以下 3, 700円</td><td></td><td>乗用 営業用 6, 900円 (5, 500円)</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td></td><td>自家用 10, 800円 (7, 200円)</td></tr><tr><td>農耕用 2, 400円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他 5, 900円</td><td></td><td>※()は、平成27年3月31日以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く)</td></tr><tr><td>二輪の小型自動車 6, 000円</td><td></td><td>※平成28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照</td></tr><tr><td colspan="2">[環境性能割]</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">令和元年10月1日より導入。詳細については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照。</td><td></td></tr></table>			[種別割]		軽自動車	原動機付自転車		二輪 3, 600円	50cc以下 2, 000円		三輪 3, 900円 (3, 100円)	90cc以下 2, 000円		四輪	125cc以下 2, 400円		貨物 営業用 3, 800円 (3, 000円)	ミニカー		自家用 5, 000円 (4, 000円)	50cc以下 3, 700円		乗用 営業用 6, 900円 (5, 500円)	小型特殊自動車		自家用 10, 800円 (7, 200円)	農耕用 2, 400円			その他 5, 900円		※()は、平成27年3月31日以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く)	二輪の小型自動車 6, 000円		※平成28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照	[環境性能割]			令和元年10月1日より導入。詳細については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照。		
[種別割]		軽自動車																																									
原動機付自転車		二輪 3, 600円																																									
50cc以下 2, 000円		三輪 3, 900円 (3, 100円)																																									
90cc以下 2, 000円		四輪																																									
125cc以下 2, 400円		貨物 営業用 3, 800円 (3, 000円)																																									
ミニカー		自家用 5, 000円 (4, 000円)																																									
50cc以下 3, 700円		乗用 営業用 6, 900円 (5, 500円)																																									
小型特殊自動車		自家用 10, 800円 (7, 200円)																																									
農耕用 2, 400円																																											
その他 5, 900円		※()は、平成27年3月31日以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く)																																									
二輪の小型自動車 6, 000円		※平成28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照																																									
[環境性能割]																																											
令和元年10月1日より導入。詳細については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照。																																											
町たばこ税		千本につき5, 692円 平成30年9月まで5, 262円 (旧3級品千本につき4, 000円 令和元年10月以降5, 692円)																																									
特別土地保有税		課税停止																																									
都市計画税		0.20%																																									
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%	5.60%																																							
		資産割	25.0%	— (廃止)																																							
		均等割	23, 000円	23, 000円																																							
		平等割	31, 200円	31, 200円																																							
		限度額	510, 000円	580, 000円																																							
	者後支期援高金齡	所得割	2.70%	2.70%																																							
		均等割	6, 400円	6, 400円																																							
		限度額	160, 000円	190, 000円																																							
	金介課税納額付	所得割	1.40%	1.40%																																							
		均等割	13, 000円	13, 000円																																							
限度額		130, 000円	160, 000円																																								

区分			年度	2	3
町民税	個人	均等割	町民税3, 500円 県民税1, 500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ 500円ずつ引き上げられています		
		所得割	平成19年度～		
			課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		
			町民税	6%	
	県民税		4%		
法人	均等割	資本金の金額	従業者数	税 額	
		1, 000万円以下	50人以下	50, 000円	
			50人超	120, 000円	
		1, 000万円を超え	50人以下	130, 000円	
			50人超	150, 000円	
		1億円以下の金額	50人以下	160, 000円	
			50人超	400, 000円	
		1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	410, 000円	
			50人超	1,750, 000円	
		50億円を超える金額	50人超	3,000, 000円	
	法人税割	6.0%			
	固定資産税		1.40%	免税点	土地 300, 000円 家屋 200, 000円 償却資産 1, 500, 000円
軽自動車		[種別割] 原動機付自転車 50cc以下 2, 000円 90cc以下 2, 000円 125cc以下 2, 400円 ミニカー 50cc以下 3, 700円 小型特殊自動車 農耕用 2, 400円 その他 5, 900円 二輪の小型自動車 6, 000円 軽自動車 二輪 3, 600円 三輪 3, 900円（3, 100円） 四輪 貨物 営業用 3, 800円（3, 000円） 自家用 5, 000円（4, 000円） 乗用 営業用 6, 900円（5, 500円） 自家用 10, 800円（7, 200円） ※（ ）は、平成27年3月31日以前に最初（新車）の新規検査をした車両に適用（重課車両は除く） ※平成28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし（52ページ）」を参照 [環境性能割] 令和元年10月1日より導入。詳細については、「軽自動車税のあらまし（52ページ）」を参照。			
町たばこ税		千本につき6,112円 令和2年9月まで5,692円 （旧3級品千本につき5,692円）	千本につき6,552円 令和3年9月まで6,122円 （旧3級品千本につき5,692円）		
特別土地保有税		課税停止			
都市計画税		0.20%			
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%	5.60%	
		資産割	廃止	廃止	
		均等割	23, 000円	23, 000円	
		平等割	31, 200円	31, 200円	
		限度額	610, 000円	630, 000円	
	後期高齢者支援金	所得割	2.70%	2.70%	
		均等割	6, 400円	6, 400円	
		限度額	170, 000円	170, 000円	
	介護保険納付金	所得割	1.40%	1.40%	
均等割		13, 000円	13, 000円		
限度額		160, 000円	170, 000円		

Ⅲ 税目別の概要

(単位：億円)



1 町民税のあらまし

(1) 個人町民税

ア 納税義務者

各年の1月1日に町内に住所を有する人又は居住している人

イ 課税標準

(ア) 均等割

(イ) 所得割

a 所得金額

・総所得金額 ・土地等に係る事業所得等の金額 ・短期譲渡所得の金額
・長期譲渡所得の金額 ・上場株式等に係る配当所得等の金額 ・一般株式等に係る譲渡所得等の金額 ・上場株式等に係る譲渡所得等の金額 ・先物取引に係る雑所得等の金額 ・山林所得金額 ・退職所得金額

b 所得控除額

・雑損控除額 ・医療費控除額 ・社会保険料控除額 ・小規模企業共済等掛金控除額 ・生命保険料控除額 ・地震保険料控除額 ・障害者控除額 ・寡婦控除額 ・ひとり親控除額 ・勤労学生控除額 ・配偶者控除額 ・配偶者特別控除額 ・扶養控除額 ・基礎控除額

c 課税標準額

・課税総所得金額 ・土地等に係る課税事業所得等の金額 ・課税短期譲渡所得金額 ・課税長期譲渡所得金額 ・上場株式等に係る課税配当所得等の金額 ・一般株式等に
係る課税譲渡所得等の金額 ・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 ・先物取引
に係る課税雑所得等の金額 ・課税山林所得金額 ・課税退職所得金額

【所得控除のうち所得税と異なるもの】

1 生命保険料控除

(1) 旧契約（平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等）に係る生命保険料または個人年金保険料を支払った場合（両方を支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額（限度額70,000円））

◆支払った保険料が

ア 15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

イ 15,000円を超え40,000円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額×
 $\frac{1}{2} + 7,500$ 円

ウ 40,000円を超え70,000円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額×
 $\frac{1}{4} + 17,500$ 円

エ 70,000円を超える場合：35,000円

(2) 新契約（平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等）に係る生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料を支払った場合（各種にわたり支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額（限度額70,000円））

◆支払った保険料が

- ア 12,000 円以下の場合：支払った保険料の金額
 イ 12,000 円を超え 32,000 円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額×
 $1/2+6,000$ 円
 ウ 32,000 円を超え 56,000 円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額×
 $1/4+14,000$ 円
 エ 56,000 円を超える場合：28,000 円

(3) 生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合

◆新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額（各保険の限度額 28,000 円、全体の限度額 70,000 円）

2 地震保険料控除

(1) 地震保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

- ア 50,000 円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額× $1/2$
 イ 50,000 円を超える場合：25,000 円

(2) 旧長期損害保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

- ア 5,000 円以下の場合：支払った保険料の金額
 イ 5,000 円を超え 15,000 円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額×
 $1/2+2,500$ 円
 ウ 15,000 円を超える場合：10,000 円

(3) 地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものがある場合
 (地震保険契約について支払った保険料で(1)に準じて計算した金額) + (旧長期損害保険契約等について支払った保険料で(2)に準じて計算した金額)
 =限度額：25,000 円

3 障害者控除：一人につき 26 万円（特別障害者の場合 30 万円，同居特別障害者の場合 53 万円）

4 寡婦控除：26 万円

5 ひとり親控除：30 万円

6 勤労学生控除：26 万円

7 配偶者控除（申告者の所得が 1,000 万円以下の場合）

あなたに合計所得金額が 48 万円以下の控除対象配偶者がいる場合

	あなたの合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1000 万円以下
控除対象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円
老人控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円

※配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、配偶者控除を受けられません。

8 配偶者特別控除（申告者の所得が1,000万円以下の場合）

生計を同一にする配偶者を有し、配偶者の合計所得金額が48万円を超え

133万円以下の場合

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

※配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、配偶者特別控除を受けられません。

9 扶養控除

扶養親族一人につき33万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族（19歳以上23歳未満）の場合は一人につき45万円。また老人扶養親族（70歳以上）である場合は一人につき38万円。納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は一人につき45万円。

※控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいいます。

※青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、扶養控除を受けられません。

10 基礎控除

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円

※合計所得金額が2,500万円を超える場合、基礎控除の適用がなくなります。

ウ 税率

(ア) 均等割：町民税3,500円、県民税1,500円（標準課税）

※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間は町民税分、県民税分、いずれも500円引き上げられています。

(イ) 所得割

a 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税率

課税所得の段階	合 計	町民税	県民税
一律	10%	6%	4%

b その他の税率

課税所得の種類	合計 a + b	町民税 a	県民税 b
土地、建物等の長期譲渡所得	5%	3%	2%
優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得	4%	2,000 万円以下の部分 2.4%	2,000 万円以下の部分 1.6%
	5%	2,000 万円超の部分 3%	2,000 万円超の部分 2%
課税所得の種類	合計 a + b	町民税 a	県民税 b
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	4%	6,000 万円以下の部分 2.4%	6,000 万円以下の部分 1.6%
	5%	6,000 万円超の部分 3%	6,000 万円超の部分 2%
土地、建物等の短期譲渡所得	9%	5.4% (国等に対する譲渡 3%)	3.6% (国等に対する譲渡 2%)
土地の譲渡等に係る事業所得等	12%	7.2%	4.8%
株式等に係る配当所得	5%	3%	2%
株式等に係る譲渡所得等	5%	3%	2%
先物取引等に係る雑所得等	5%	3%	2%

(参考：源泉徴収口座による申告不要の特例)

源泉徴収口座（所得税において源泉徴収口座を選択した特定口座）を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができます。

(ウ) 所得割額の計算

● 一般的な例

課税所得金額（所得金額－所得控除額）×税率－税額控除＝所得割額

● 複数の所得のある例

a 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×税率＝算出税額

b 土地等に係る課税事業所得等の金額×税率＝算出税額

c 課税長期譲渡所得金額×税率＝算出税額

d 課税短期譲渡所得金額×税率＝算出税額

e 上場株式等に係る課税配当所得の金額×税率＝算出税額

f 株式等に係る課税譲渡所得等の金額×税率＝算出税額

g 先物取引に係る課税雑所得等の金額×税率＝算出税額

(算出税額 a + b + c + d + e + f + g - 調整控除額 - 配当控除額 - 住宅借入金等特別税額控除額 - 寄附金税額控除) - 外国税額控除額＝所得割額

h 配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額 - 配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額＝配当割額、株式等譲渡所得割額控除後の所得割額

エ 税額控除

(ア) 調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の金額が控除されます。

a 個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合

次のいずれか少ない金額の5%（町民税3%、県民税2%）

① 5万円（基礎控除分）に所得税との人的控除額（基礎控除以外の部分）の差の合計額を加算した金額

② 個人住民税の合計課税所得金額

b 個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の場合

{ a ① - (a ② - 200万円) } の5%（町民税3%、県民税2%）

ただし、上記の金額が2,500円未満の場合は、2,500円

■個人住民税と所得税の人的控除額の差

		個人住民税	所得税	人的控除の差
障害者控除	普 通	26万円	27万円	1万円
	特 別	30万円	40万円	10万円
	同居特別障害者	53万円	75万円	22万円
寡 婦 控 除		26万円	27万円	1万円
ひとり親控除	母である者	—	—	5万円
	父である者	—	—	1万円
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円
配偶者控除	一 般	33万円	38万円	5万円
	老 人	38万円	48万円	10万円
配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	33万円	38万円	5万円
	50万円以上 55万円未満	33万円	36万円	3万円
扶養控除	一 般	33万円	38万円	5万円
	特 定	45万円	63万円	18万円
	老 人	38万円	48万円	10万円
	同居老親	45万円	58万円	13万円
基礎控除		43万円	48万円	5万円

・配偶者控除

所得割の納税義務者の 合計所得金額	人 的 控 除 の 差	
	一 般	老 人
900万円以下	5万円	10万円
900万円超950万円以下	4万円	6万円
950万円超1,000万円以下	2万円	3万円

・配偶者特別控除

所得割の納税義務者の 合計所得金額	人 的 控 除 の 差	
	配偶者の合計所得金額 48万円超50万円未満	配偶者の合計所得金額 50万円以上55万円未満
900万円以下	5万円	3万円
900万円超950万円以下	4万円	2万円
950万円超1,000万円以下	2万円	1万円

(イ) 配当控除

配当控除制度は、配当所得について、法人段階で法人税が課税され、更に個人段階でも所得税と個人住民税が課税されるため、その二重課税を調整するために設けられた制度です。

種類		課税所得金額		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
				町民税	県民税
利益の配当等				1.6%	1.2%
証券、投資信託等	外貨建等証券投資信託以外			0.8%	0.6%
	外貨建等証券投資信託			0.4%	0.3%

(ウ) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税で住宅借入金等特別控除の適用がある方に対して、次の a、b のうちいずれか少ない額が町・県民税の所得割額から控除されます。

- a 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれない額
- b 次の表により算出した額

居住開始年月日	～平成26年3月末	平成26年4月1日～令和3年12月末 ※
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）

※住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%である場合、又は東日本大震災の被害者等に係る住宅借入等を有する場合のみ

(エ) 寄附金税額控除

都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金について寄附金税額控除を町民税・県民税の所得割額から減額する控除です。

(オ) 外国税額控除

外国税額控除は、外国で課税された所得税等の額を、所得税、都道府県民税及び区市町村民税の控除限度額の範囲内において、所得税から控除し、所得税で控除しきれないときは、都道府県民税から控除し、それでも控除しきれないときは、区市町村民税から控除されます。

なお、以上でも控除しきれないときは、3年間の繰越控除が認められています。

(カ) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

所得割の納税義務者が、配当割額又は株式等譲渡所得割額を課税された場合において、翌年の4月1日の属する年度分の個人住民税の申告書（確定申告書を含む）に、配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る一定の事項を記載して提出したときは、県民税又は町民税の所得割額からそれぞれ次の控除率を乗じた金額を控除します。

なお、控除しきれなかった金額があるときは、当該納税義務者に対して還付し、又はその年度分の住民税（県民税の所得割額、均等割額・町民税の所得割額、均等割額）に充当し、若しくは未納分の徴収金に充当されます。

区分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

オ 賦課期日・納期

(ア) 賦課期日：各年の1月1日

(イ) 納期

- a 均等割及び所得割（退職分離課税に係る所得割を除く。）

① 普通徴収の場合

年税額を4回に分けて納税する。

期別	1期	2期	3期	4期
納付月	6月	8月	10月	1月

② 給与からの特別徴収の場合

勤務先の会社や事業所が毎月の給与等から天引きし納税する。

月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
納期	毎月10日までに納付											

③ 年金からの特別徴収の場合

年金所得のみで発生した町・県民税額について各年金保険者が毎支給ごとの年金から天引きし納税する。

徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納期	年金支給日					

- b 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の10日までに納付

(2) 法人町民税

ア 納税義務者

- (ア) 町内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- (イ) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (ウ) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの（(ア)に該当するものを除く。）

イ 課税標準

- (ア) 均等割：法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。
- (イ) 法人税割：法人税額に一定の税率を乗じて課税される。

ウ 税率

- (ア) 均等割（標準税率）

法人の区分	税額
(1) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超える法人	12万円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円

法人の区分	税額
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	300万円
(9) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額（地方税法第292条第1項第4号に規定する資本金等の額をいう。以下この表において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	5万円

(イ) 法人税割（標準税率）：課税標準となる法人税額 × 税率

法人税割の税率	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
	12.3%	9.7%	6.0%

エ 申告・納税

申告納付の方法により納税

(ア) 事業年度を6か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が6か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町民税の申告書を提出するとともに、均等割額の2分の1の額と法人税割額の合算額を納税する。

(イ) 事業年度を1年としている法人の申告納付

法人の事業年度が1年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。

2 個人町民税所得者区分別課税額の推移

(単位：千円，％)

年度 所得者区分	29			30			元		
	課税額	構成比	前年比	課税額	構成比	前年比	課税額	構成比	前年比
給与所得者	881,989	83.0	1.0	884,370	82.6	0.3	894,799	84.1	1.2
営業等所得者	30,554	2.9	4.0	30,820	2.9	0.9	29,477	2.8	▲ 4.4
農業所得者	1,720	0.2	6.8	2,426	0.2	41.0	1,241	0.1	▲ 48.8
その他の所得者	147,335	13.9	▲ 0.5	153,714	14.3	4.3	138,555	13.0	▲ 9.9
計	1,061,598	100.0	0.9	1,071,330	100.0	0.9	1,064,072	100.0	▲ 0.7

年度 所得者区分	2			3		
	課税額	構成比	前年比	課税額	構成比	前年比
給与所得者	900,723	83.8	0.7	847,401	83.5	▲ 5.9
営業等所得者	32,339	3.0	9.7	39,139	3.9	21.0
農業所得者	1,013	0.1	▲ 18.4	1,238	0.1	22.2
その他の所得者	141,127	13.1	1.9	127,003	12.5	▲ 10.0
計	1,075,202	100.0	1.0	1,014,781	100.0	▲ 5.6

資料：課税状況等調書第2表

3 個人町民税所得者区分別納税義務者数の推移

(単位：人，％)

年度 所得者区分	29			30			元		
	納税義務者数	構成比	前年比	納税義務者数	構成比	前年比	納税義務者数	構成比	前年比
給与所得者	7,881	73.8	0.4	7,900	74.0	0.2	8,017	74.4	1.5
営業等所得者	336	3.1	1.8	321	3.0	▲ 4.5	320	3.0	▲ 0.3
農業所得者	28	0.3	7.7	31	0.3	10.7	28	0.2	▲ 9.7
その他の所得者	2,428	22.8	2.4	2,422	22.7	▲ 0.2	2,414	22.4	▲ 0.3
計	10,673	100.0	0.9	10,674	100.0	0.0	10,779	100.0	1.0

年度 所得者区分	2			3		
	納税義務者数	構成比	前年比	納税義務者数	構成比	前年比
給与所得者	8,047	74.4	0.4	7,910	73.9	▲ 1.7
営業等所得者	320	3.0	0.0	331	3.1	3.4
農業所得者	23	0.2	▲ 17.9	24	0.2	4.3
その他の所得者	2,430	22.4	0.7	2,438	22.8	0.3
計	10,820	100.0	0.4	10,703	100.0	▲ 1.1

資料：課税状況等調書第2表

4 個人町民税所得者区分別総所得金額の推移

(単位：千円，％)

年度 所得者区分	29			30			元		
	総所得金額	構成比	前年比	総所得金額	構成比	前年比	総所得金額	構成比	前年比
給与所得者	22,887,927	82.0	1.4	23,085,308	81.9	0.9	23,463,187	82.5	1.6
営業等所得者	813,389	2.9	2.4	811,349	2.9	▲ 0.3	803,013	2.8	▲ 1.0
農業所得者	48,595	0.2	▲ 2.1	71,396	0.2	46.9	45,431	0.2	▲ 36.4
その他の所得者	3,779,673	13.5	▲ 1.7	3,779,685	13.4	0.0	3,713,930	13.1	▲ 1.7
分離課税所得者	380,639	1.4	17.0	438,413	1.6	15.2	400,586	1.4	▲ 8.6
計	27,910,223	100.0	1.2	28,186,151	100.0	1.0	28,426,147	100.0	0.9

年度 所得者区分	2			3		
	総所得金額	構成比	前年比	総所得金額	構成比	前年比
給与所得者	23,789,617	83.0	1.4	23,583,146	82.0	▲ 0.9
営業等所得者	836,089	2.9	4.1	993,762	3.5	18.9
農業所得者	32,286	0.1	▲ 28.9	39,924	0.1	23.7
その他の所得者	3,758,677	13.1	1.2	3,782,952	13.2	0.6
分離課税所得者	240,627	0.9	▲ 39.9	356,585	1.2	48.2
計	28,657,296	100.0	0.8	28,756,369	100.0	0.3

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表

5 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位：人，千円)

年度 区分		29		30		元		2		3	
		納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額
普通徴収	均等割のみ	213	746	203	711	182	637	200	700	147	514
	均等割＋所得割	1,492	176,806	1,477	183,027	1,534	175,205	1,492	180,884	1,441	162,259
	計	1,705	177,552	1,680	183,738	1,716	175,842	1,692	181,584	1,588	162,773
特別年徴収	均等割のみ	361	1,264	391	1,369	415	1,453	444	1,554	470	1,645
	均等割＋所得割	1,888	84,219	1,897	83,338	1,913	81,907	1,932	82,005	1,929	81,002
	計	2,249	85,483	2,288	84,707	2,328	83,360	2,376	83,559	2,399	82,647
特別給徴与収	均等割のみ	377	1,320	352	1,232	377	1,320	369	1,292	333	1,166
	均等割＋所得割	6,342	797,243	6,354	801,653	6,358	803,550	6,383	808,767	6,383	768,195
	計	6,719	798,563	6,706	802,885	6,735	804,870	6,752	810,059	6,716	769,361
合計	均等割のみ	951	3,330	946	3,312	974	3,410	1,013	3,546	950	3,325
	均等割＋所得割	9,722	1,058,268	9,728	1,068,018	9,805	1,060,662	9,807	1,071,656	9,753	1,011,456
	計	10,673	1,061,598	10,674	1,071,330	10,779	1,064,072	10,820	1,075,202	10,703	1,014,781
年金特別徴収義務者数		6		6		6		6		5	
給与特別徴収義務者数		3,219		3,203		3,197		3,186		3,213	

資料：課税状況等調書第2表、第3表

(参考) 年金特別徴収は平成21年10月分からはじまりました

6 個人町民税の所得控除額の推移

(単位：千円，％)

区分	29		30		元		2		3	
	控除額	前年度比	控除額	前年度比	控除額	前年度比	控除額	前年度比	控除額	前年度比
雑損控除	0	皆減	1,337	皆増	300	▲77.6	4,578	1,526	2,622	▲42.7
医療費控除	249,221	6.5	269,677	8.2	257,297	▲4.6	245,760	▲4.5	207,898	▲15.4
社会保険料控除	4,968,910	2.5	5,052,126	1.7	5,121,816	1.4	5,178,122	1.1	5,114,326	▲1.2
小規模企業共済掛金控除	57,155	14.9	59,936	4.9	71,194	18.8	75,198	5.6	86,640	15.2
生命保険料控除	317,889	2.4	321,477	1.1	326,346	1.5	324,636	▲0.5	324,292	▲0.1
地震保険料控除	24,762	4.6	25,750	4.0	26,759	3.9	27,929	4.4	28,711	2.8
寄附金控除										
障害者控除（普通/特別）	94,220	▲0.3	96,860	2.8	94,840	▲2.1	98,600	4.0	96,300	▲2.3
寡婦控除（一般/特別）	46,440	8.5	49,440	6.5	50,920	3.0	53,200	4.5		
寡夫控除	5,460	▲8.7	7,020	28.6	5,980	▲14.8	6,760	13.0		
寡婦控除									17,680	
ひとり親控除									39,300	
勤労学生控除	520	皆増	0	皆減	260	皆増	520	200.0	520	100.0
配偶者控除（一般/老人）	943,680	▲0.0	915,300	▲3.0	840,660	▲8.2	817,880	▲2.7	804,990	▲1.6
配偶者特別控除	76,940	▲6.4	57,380	▲25.4	136,180	137.3	138,110	1.4	132,570	▲4.0
扶養控除（一般/特定/老人/同老）	587,120	2.0	596,330	1.6	603,640	1.2	617,540	2.3	631,770	2.3
同居特別障害加算分	17,480	1.3	16,100	▲7.9	13,110	▲18.6	14,030	7.0	13,800	▲1.6
基礎控除	3,208,260	0.9	3,210,240	0.1	3,235,650	0.8	3,236,310	0.0	4,185,620	29.3
合計	10,598,057	1.8	10,678,973	0.8	10,784,952	1.0	10,839,173	0.5	11,687,039	7.8

資料：課税状況等調書第58表

(参考1) 平成18年度課税分から老年者控除が廃止されました。

(参考2) 平成21年度課税分から寄附金控除は、所得控除から税額控除に変更されました。

(参考3) 平成24年度課税分から控除対象扶養親族は16才以上の者になりました。

(参考4) 令和元年度課税分から配偶者控除・配偶者特別控除の改正により適用条件が変更されました。

(参考5) 令和3年度課税分から寡婦控除が改正され、また、ひとり親控除が創設されました。

(参考6) 令和3年度課税分から基礎控除が10万円引き上げられました。

※合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が遡減し、2,500万円を超えると適用されません。

7 令和3年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位：人，千円)

所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給与所得者	458	1,603			7,452	26,082	819,716	7,910	847,401
営業等所得者	60	210			271	949	37,980	331	39,139
農業所得者	8	28			16	56	1,154	24	1,238
その他の所得者	424	1,484			2,014	7,049	118,470	2,438	127,003
合計	950	3,325	0	0	9,753	34,136	977,320	10,703	1,014,781

資料：課税状況等調書第2表

8 個人町民税負担額の推移

(単位：円)

年度		29	30	元	2	3
区分						
人口1人当り		50,370	51,155	51,246	51,905	49,436
一世帯当り		109,330	108,975	107,984	108,749	103,023
普通徴収1人当り		104,136	109,368	102,472	107,319	102,502
年金特別徴収1人当り		38,001	37,022	35,808	35,168	34,451
給与特別徴収1人当り		118,851	119,726	119,506	119,973	114,556
納税義務者1人当り		99,466	100,368	98,717	99,372	94,813
各年の7月1日現在	人口	21,076	20,943	20,764	20,715	20,527
	世帯数	9,710	9,831	9,854	9,887	9,850

(参照) 5 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

9 令和3年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

(単位：人，千円)

所得者区分 課税標準 額の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税所得者		計	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	82	12,722	7	849	0	70	20	5,169	20	163,877	129	182,687
10万円を超え 100万円以下	2,113	1,263,068	95	54,767	7	4,312	1,177	633,457	25	125,288	3,417	2,080,892
100万円を超え 200万円以下	2,379	3,475,906	63	92,690	3	3,522	447	609,945	16	52,319	2,908	4,234,382
200万円を超え 300万円以下	1,321	3,216,510	41	99,686	1	2,959	116	275,010	12	43,950	1,491	3,638,115
300万円を超え 400万円以下	629	2,180,812	22	74,634	0	0	22	78,502	7	56,367	680	2,390,315
400万円を超え 550万円以下	467	2,143,095	18	87,241	2	9,264	14	64,127	8	73,910	509	2,377,637
550万円を超え 700万円以下	108	654,431	3	18,646	0	0	9	56,551	4	76,537	124	806,165
700万円を超え 1000万円以下	67	554,046	6	50,450	0	0	7	58,114	1	10,584	81	673,194
1000万円超	48	849,611	4	180,690	0	0	2	26,719	5	85,652	59	1,142,672
合計	7,214	14,350,201	259	659,653	13	20,127	1,814	1,807,594	98	688,484	9,398	17,526,059

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第57表、第59表

1 0 法人町民税現年課税分調定額の推移

(単位：人，千円，%)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
納税義務者	529	549	567	565	561
均等割額	72,458	71,172	75,781	70,143	67,614
法人税割額	171,705	183,613	223,707	177,159	145,942
合計	244,163	254,785	299,488	247,302	213,556
対前年増減率	15.8	4.4	17.5	▲17.4	▲13.6

1 1 令和2年度法人町民税現年課税分月別調定額

(単位：千円)

月	均等割	法人税割	合計
4	5,845	39,761	45,606
5	5,578	5,076	10,654
6	11,086	25,006	36,092
7	5,449	3,251	8,700
8	6,342	17,880	24,222
9	5,899	21,280	27,179
10	3,887	1,809	5,696
11	8,222	6,004	14,226
12	2,182	6,213	8,395
1	3,733	10,879	14,612
2	2,726	603	3,329
3	6,665	8,180	14,845
合計	67,614	145,942	213,556

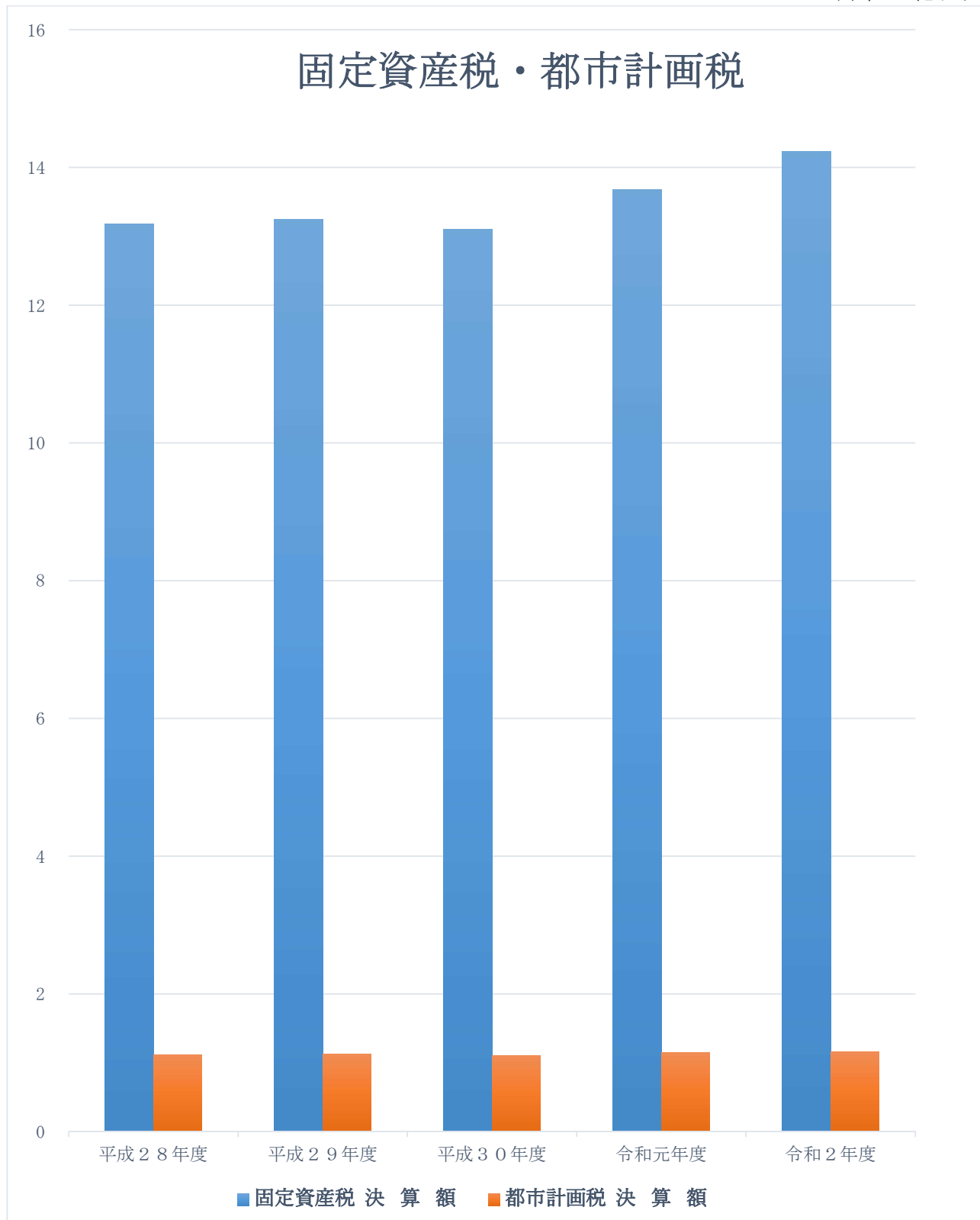
1 2 法人の設立状況（令和3年度）

法人等の区分	法人均等割 納税義務者数
資本積立金額との合計額が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。次号から第5号において同じ。）で町内に有する事務所、事業所、又は寮等の従業者（政令で定める役員を含む。）の合計数（次号から第5号において「従業者数の合計数」という。）が50人を超えるもの	4
資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1
資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	70
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人をこえるもの	3
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	69
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	5
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	109
資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	2
前各号に掲げる法人以外の法人	433
計	696

資料：課税状況調書第1表

Ⅲ 税目別の概要

(単位：億円)



1 固定資産税・都市計画税のあらまし

(1) 固定資産税

ア 納税義務者

毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を町内に所有している方で、具体的には次のとおりです。

土 地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家 屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合や農地法により国が買収した農地、土地区画整理事業による仮換地等については、その土地や家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

イ 課税客体

土 地	田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地その他の土地
家 屋	住家、店舗、工場、倉庫その他の建物など、屋根及び周壁によって外界から遮断された一定の空間を持つ土地に定着した建造物
償却資産	土地及び家屋以外の事業の用に供することができる機械、器具、備品等の資産（鉱業権、漁業権などの無形減価償却資産は除く。）で、その減価償却額が法人税法等の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

ウ 固定資産の価格

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定します。

土 地	原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日（1月1日）現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価を行わないで、基準年度の価格をそのまま据え置きます。 なお土地の価格は、第二年度及び第三年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行います。
家 屋	
償却資産	償却資産の所有者には、毎年1月1日現在の償却資産を1月31日までに申告していただきます。これに基づき、毎年評価し、その価格を決定します。

エ 税額

課税標準額×税率＝税額となります。

(ア) 課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

- a 土地：前年度課税標準額×負担水準による負担調整率

負担水準とは、その年度の評価額に対する前年度課税標準額の占める割合で、これにより負担調整率が決定されます。住宅用地については、価格にそれぞれの特例率（小規模住宅用地 1／6・一般住宅用地 1／3）を乗じて算出します。

- b 家屋：再建築費価格※×損耗の状況による減点補正率

※評価対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です

ただし在来分の家屋については、基準年度（3年）ごとに評価替えが行われますが、算出された評価額が前年度の評価額を超える場合は、引き上げられることなく前年度の評価額に据え置かれます。

- c 償却資産：取得価額×※（1－減価率）

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。※前年中に取得された償却資産は、（1－減価率／2）となります

（イ）税率

1.4％（標準税率）

財政上その他の必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。

（ウ）免税点

町内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土 地	3 0 万円
家 屋	2 0 万円
償却資産	1 5 0 万円

■宅地の税負担の調整措置

平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引下げ又は据置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、負担水準の均衡化は相当程度進展してきている状況にあります。

1 住宅用地以外の宅地の課税標準額

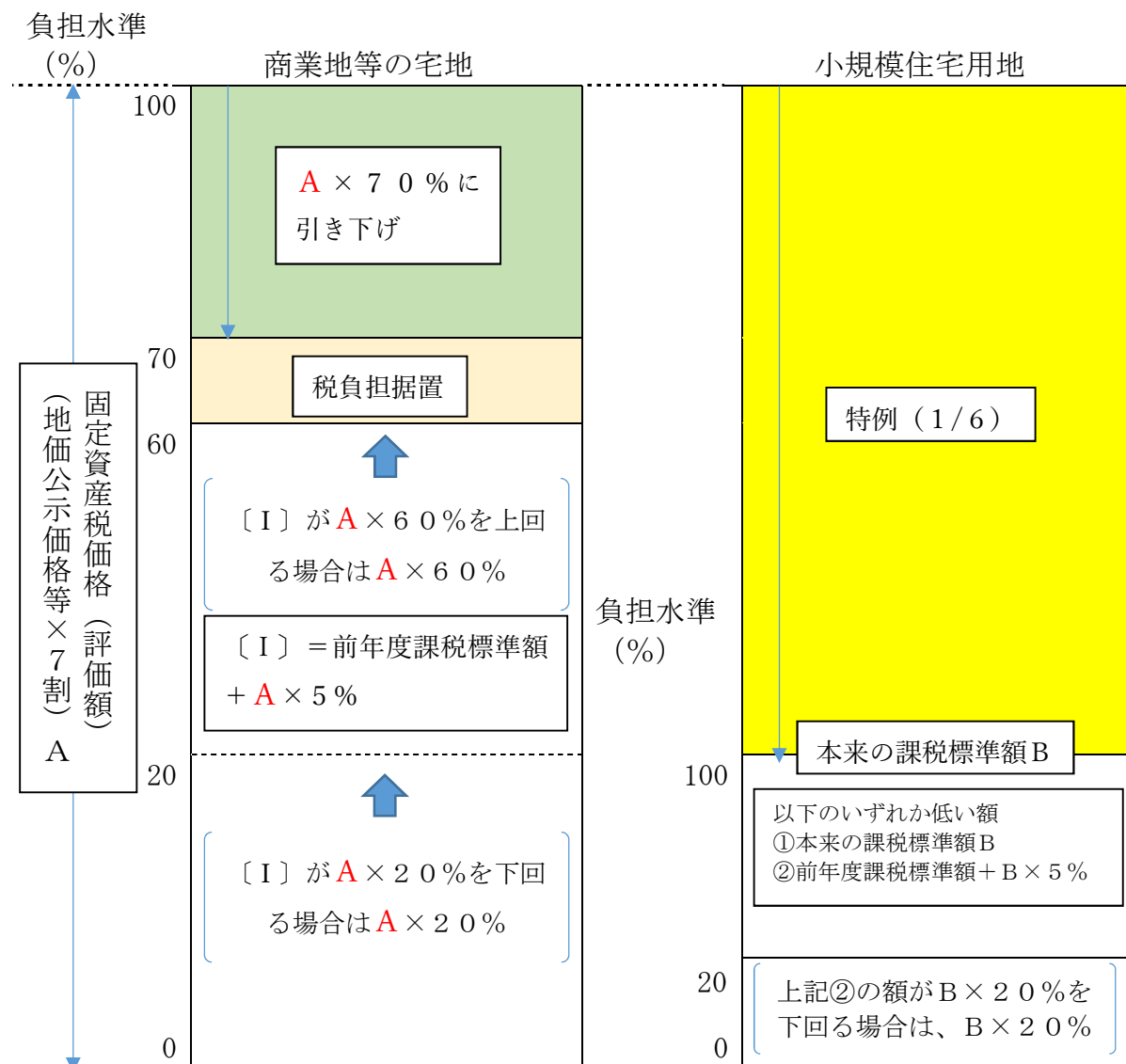
- （1）前年度課税標準額が評価額の70％を超える場合は評価額の70％。
- （2）前年度課税標準額が評価額の60％以上70％以下の場合は前年度課税標準額と同額に据え置きます。
- （3）前年度課税標準額が評価額の60％未満の場合は前年度課税標準額に評価額の5％を加えた額です。ただし求めた額が、評価額の60％を上回る場合は評価額の60％、評価額の20％を下回る場合は評価額の20％となります。

2 住宅用地の課税標準額

- (1) 評価額に $1/6$ (200 m^2 以下の小規模住宅用地) 又は $1/3$ (200 m^2 を超える一般住宅用地) を乗じた額です。
- (2) ただし (1) で求めた額が以下の額※を超える場合には、以下の額※が課税標準額となります。

※前年度の課税標準額＋本来の課税標準額×5%

(ただし、上記により計算した額が、本来の課税標準額の20%を下回る場合には、本来の課税標準額の20%が課税標準額となります。)



■農地の税負担の調整措置

1 一般農地の課税標準額

負担水準の区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じた額です。

2 一般の市街化区域農地

評価額に 3 分の 1 を乗じた額が課税標準額となりますが、税負担の調整措置については一般農地と同様とされます。

(2) 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税されるものです。

ア 納税義務者

課税対象となる資産（土地又は家屋）の所有者です。

イ 課税対象となる資産

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋です。

ウ 税額

課税標準額×税率＝都市計画税額となります。

(ア) 課税標準額

土 地	固定資産税と同様の方法で求めます。ただし、住宅用地の特例率は、小規模住宅用地 1／3・一般住宅用地 2／3 となります。
家 屋	固定資産税の課税標準となるべき価格です。

(イ) 税率

0.2％（0.3％を超えてはなりません）

(ウ) 免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

エ 納税の方法

固定資産税とあわせて納めます。

2 納税義務者数（現年課税分）の推移

（単位：人，％）

年度 区分	29		30		元		2		3	
	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
固定資産税	8,998	100.1	8,993	99.9	9,036	100.5	9,017	99.8	8,976	99.5
都市計画税	6,689	100.0	6,685	99.9	6,694	100.1	6,697	100.0	6,713	100.2

資料：当初賦課実績

3 土地の筆数及び家屋棟数（法定免税点以上）の推移

（単位：筆・棟，％）

年度 区分	29		30		元		2		3	
	数	前年比	数	前年比	数	前年比	数	前年比	数	前年比
土地（筆）	25,173	100.4	25,227	100.2	25,318	100.4	25,321	100.0	25,345	100.1
家屋（棟）	7,953	100.4	7,978	100.3	8,045	100.8	8,073	100.3	8,052	99.7

資料：各年度 概要調書第2表、第22表（法定免税点以上のもの）

4 土地の概要に関する調

■納税義務者数に関する調

(単位：人)

区分 種別	総数	法定免税点未満	法定免税点以上
個人	7,875	1,615	6,260
法人	400	102	298
合計	8,275	1,717	6,558

資料：令和3年度概要調書第1表

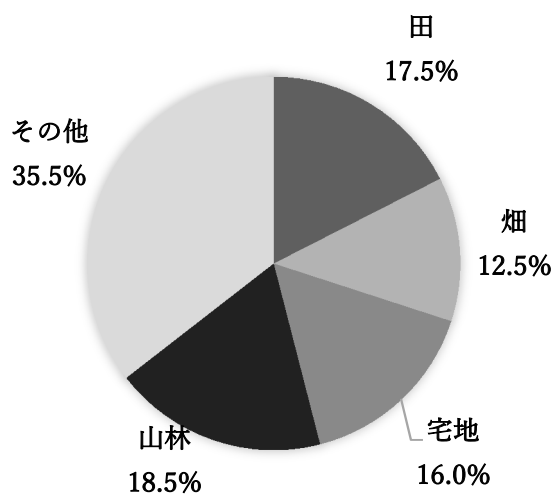
■価格等に関する調

区分 地目		地積			
		非課税 地積 ア	評価 総地積 イ	法定免税 点未満 ウ	法定免税 点以上イ-ウ エ
田	一般田	25,441	3,281,051	273,189	3,007,862
	市街化区域田	191	24,702	0	24,702
畑	一般畑	5,285	2,228,566	199,665	2,028,901
	市街化区域畑	2,148	145,416	844	144,572
宅 地	小規模住宅用地		1,354,959	44,355	1,310,604
	一般住宅用地		665,745	1,589	664,156
	商業地等		874,330	285	874,045
	計	147,219	2,895,034	46,229	2,848,805
塩田					
鉱泉地					0
池沼		68,108	85		85
山 林	一般山林	77,559	3,167,972	376,250	2,791,722
	介在山林	18,616	247,987	26,322	221,665
牧場					0
原野		31,495	389,135	110,782	278,353
雑 種 地	ゴルフ場の用地				0
	遊園地等の用地				0
	鉄軌道用地		326,279	49	326,230
	その他の雑種地	292,945	1,519,224	83,391	1,435,833
	計	292,945	1,845,503	83,440	1,762,063
その他		4,115,542			
合計		4,784,549	14,225,451	1,116,721	13,108,730

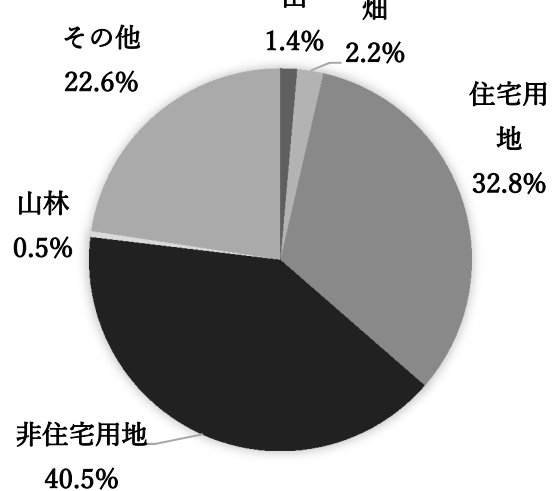
資料：令和3年度概要調書第2表

つづく⇒

地積による地目構成比



課税標準額による地目構成比



(単位：㎡，千円，筆，円/㎡)

決定価格				筆数				単位当り価格	
総額 オ	法定免税 点未満 カ	法定免税 点以上オカ キ	キに係る 課税標準額 ク	非課税 筆数	評価 総筆数 コ	法定免税 点未満 サ	法定免税 点以上 シ	平均価格 オ/イ ス	最高価格 セ
343,749	28,624	315,125	315,125	81	3,921	431	3,490	105	113
224,983	0	224,983	74,994	1	57	0	57	9,108	26,240
134,344	12,018	122,326	122,326	9	2,634	310	2,324	60	61
1,558,825	4,167	1,554,658	480,455	2	343	13	330	10,720	34,200
36,479,838	436,603	36,043,235	5,982,652		7,610	450	7,160	26,923	62,672
8,679,962	13,308	8,666,654	2,883,001		4,034	54	3,980	13,038	61,889
15,888,529	2,982	15,885,547	10,946,382		1,362	16	1,346	18,172	68,459
61,048,329	452,893	60,595,436	19,812,035	204	13,006	520	12,486	21,087	68,459
		0							
4		4	4	16	1	0	1	47	45
153,692	17,820	135,872	135,872	91	2,656	586	2,070	49	51
11,506	1,221	10,285	10,285	17	330	48	282	46	46
		0							
17,511	4,985	12,526	12,526	92	1,502	394	1,108	45	45
		0							
		0							
1,070,855	132	1,070,723	648,619	0	1,262	5	1,257	3,282	3,816
7,751,695	55,685	7,696,010	5,468,289	949	2,534	594	1,940	5,102	60,682
8,822,550	55,817	8,766,733	6,116,908	949	3,796	599	3,197	4,781	60,682
				8,012					
72,315,493	577,545	71,737,948	27,080,530	9,474	28,246	2,901	25,345	5,084	

つづき

5 宅地に関する調（法定免税点以上）

（単位：㎡，千円，筆，円/㎡）

地区別	区分	地積 ア	決定価格 イ	課税標準額 ウ	単位当り価格		最高価格地の所在地
					平均価格 イ/ア	最高価格	
商業地区	繁華街				—	—	
	高度商業地区				—	—	
	普通商業地区	184,504	5,645,386	3,532,808	30,598	68,459	中央台2丁目
	計	184,504	5,645,386	3,532,808	30,598	68,459	
住宅地区	併用住宅地区				—	—	
	高級住宅地区				—	—	
	普通住宅地区	1,511,098	44,990,325	11,707,114	29,773	54,370	中央台1丁目
	計	1,511,098	44,990,325	11,707,114	29,773	54,370	
工業地区	大工業地区				—	—	
	中小工業地区				—	—	
	家内工業地区				—	—	
	計				—	—	
村落地区	集団地区				—	—	
	村落地区	1,144,710	9,924,910	4,553,216	8,670	18,585	上本佐倉外宿
	計	1,144,710	9,924,910	4,553,216	8,670	18,585	
観光地区					—	—	
農業用施設の用に供する宅地		8,493	34,815	18,897	4,099	4,903	柏木谷津大
生産緑地地区内の宅地					—	—	
合計		2,848,805	60,595,436	19,812,035	21,270		

資料：令和3年度概要調書第4表

6 家屋の概要に関する調

区分		総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
納税義務者（人）		7,282	160	7,122
棟数	木造	6,462	227	6,235
	非木造	1,842	25	1,817
	計	8,304	252	8,052
床面積（㎡）	木造	684,017	10,488	673,529
	非木造	534,201	3,680	530,521
	計	1,218,218	14,168	1,204,050
決定価格（千円）	木造	16,094,194	107,340	15,986,854
	非木造	23,676,869	130,615	23,546,254
	計	39,771,063	237,955	39,533,108
単位当り価格（円）	木造	23,529	10,235	23,736
	非木造	44,322	35,493	44,383
	計	32,647	16,795	32,833

資料：令和3年度概要調書第21表，22表

（参考）実際免税点の額：20万円

7 家屋の増減状況（現年課税分）の推移

年度	項目	増減			減少		
		木造	非木造	計	木造	非木造	計
29	棟数（棟）	58	10	68	64	8	72
	面積（㎡）	6,922	2,572	9,494	4,333	3,890	8,223
	㎡当り単価（円）	67,408	71,978	68,646	9,800	33,446	20,986
	決定価格（千円）	466,599	185,128	651,727	42,463	130,105	172,568
30	棟数（棟）	37	18	55	46	3	49
	面積（㎡）	3,887	2,316	6,203	3,755	322	4,077
	㎡当り単価（円）	78,112	73,571	76,417	15,364	13,522	15,218
	決定価格（千円）	303,622	170,390	474,012	57,691	4,354	62,045
元	棟数（棟）	84	14	98	42	3	45
	面積（㎡）	10,768	3,247	13,691	3,662	549	4,211
	㎡当り単価（円）	71,921	83,706	76,417	10,906	15,337	11,483
	決定価格（千円）	774,442	271,795	1,046,237	39,937	8,420	48,357
2	棟数（棟）	72	12	84	53	7	60
	面積（㎡）	8,936	1,536	10,472	4,478	294	4,772
	㎡当り単価（円）	76,930	66,477	75,396	11,172	14,279	11,362
	決定価格（千円）	687,445	102,109	789,554	50,026	4,198	54,224
3	棟数（棟）	63	18	81	68	13	81
	面積（㎡）	7,069	9,724	16,793	5,413	2,197	7,610
	㎡当り単価（円）	79,809	75,245	77,166	12,436	43,354	21,362
	決定価格（千円）	564,171	731,684	1,295,855	67,317	95,248	162,565

資料：令和3年度概要調書第31表～34表

8 都市計画税に関する調（法定免税点以上）

項目			地積(千㎡)	決定価格（千円）	課税標準額（千円）
区分			床面積（㎡）		
土地	宅地等	宅地	1,699	50,635,712	22,707,360
		その他	676	5,773,194	4,017,534
		小計	2,375	56,408,906	26,724,894
	農地		173	1,779,640	1,036,735
	計		2,548	58,188,546	27,761,629
家屋	木造家屋		486,516	12,260,179	12,258,955
	非木造家屋		352,340	16,663,156	16,596,482
	計		838,856	28,923,335	28,855,437
合計				87,111,881	56,617,066

資料：令和3年度概要調書第53表、第54表

9 償却資産の価格等に関する調

(単位:千円)

種類		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				課税標準の特例規定を受けるもの	左記以外のもの
町長が価格等を決定したもの	構築物	5,804,097	5,703,746	78,733	5,625,013
	機械及び装置	4,338,293	4,230,938	23,834	4,207,104
	船舶		0		
	航空機		0		
	車両及び運搬具	24,399	24,399		24,399
	工具、器具及び備品	1,620,520	1,612,826	7,694	1,605,132
	小計	11,787,309	11,571,909	110,261	11,461,648
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	20,532,931	19,593,849		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,073,020	1,072,973		
	小計	21,605,951	20,666,822		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの					
合計		33,393,260	32,238,731		
内訳	町分の額		32,238,731		
	県分の額				

資料：令和3年度概要調書第70表

10 国有資産等所在市町村交付金の状況

■調定の状況

(単位：千円)

区分	価格	算定標準額	交付金額	団体数
交付金	1,459,959	312,391	4,373	1

■国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位：千円)

区分			国有資産		公有資産		交付金額の計
			算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	
貸付資産	係住宅 ものに の	1/6適用			193,995	2,716	2,716
		1/3適用					0
		2/5適用			118,396	1,657	1,657
	住宅以外のもの						0
計			0	0	312,391	4,373	4,373

資料：令和3年度概要調書第89表

(注) 1/6適用：小規模住宅用地、1/3適用：一般住宅用地、2/5適用：住宅

1 1 調定額（現年課税分・法定免税点以上）・収入済額の推移

（単位：千円，％）

区分	年度	29				30				元			
		調定額	前年比	収入額	前年比	調定額	前年比	収入額	前年比	調定額	前年比	収入額	前年比
固定資産税	土地	383,015	100.7	376,729	100.9	385,301	100.6	375,631	99.7	380,456	98.7	375,397	99.9
	家屋	506,859	102.5	498,539	97.7	490,037	96.7	477,739	95.8	516,334	105.4	509,467	106.6
	小計	889,874	101.7	875,268	98.8	875,338	98.4	853,370	97.5	896,790	102.5	884,864	103.7
	償却資産	430,414	98.2	430,414	90.3	438,786	101.9	438,786	101.9	461,983	105.3	455,839	103.9
	合計	1,320,288	100.5	1,305,682	96.0	1,314,124	99.5	1,292,156	99.0	1,358,773	103.4	1,340,703	103.8
都市計画税	土地	56,953	100.1	56,322	100.4	56,215	98.7	55,275	98.1	57,075	101.5	56,316	101.9
	家屋	56,093	102.5	55,473	97.2	54,992	98.0	54,073	97.5	57,074	103.8	56,315	104.1
	合計	113,046	101.3	111,795	98.8	111,207	98.4	109,348	97.8	114,149	102.6	112,631	103.0
区分	年度	2				3							
		調定額	前年比	収入額	前年比	調定額	前年比	収入額	前年比				
固定資産税	土地	385,421	101.3	381,275	101.6	379,124	98.4						
	家屋	552,220	107.0	546,279	107.2	536,059	97.1						
	小計	937,641	104.6	927,554	104.8	915,183	97.6						
	償却資産	478,307	103.5	473,162	103.8	450,324	94.1						
	合計	1,415,948	104.2	1,400,716	104.5	1,365,507	96.4						
都市計画税	土地	63,431	111.1	62,749	111.4	55,523	87.5						
	家屋	51,899	90.9	51,340	91.2	57,520	110.8						
	合計	115,330	101.0	114,089	101.3	113,043	98.0						

資料：決算統計（平成29年度～令和2年度）、当初賦課実績（令和3年度）

1 2 固定資産基準地等価格一覧表

■地価公示地価格（1月1日時点）

（単位：円／㎡）

所在	市街化 区域	調整 市街化 区域	29	30	元	2	3
中央台1丁目14番11	●		68,900	69,000	69,200	69,400	69,400
下岩橋東新田301番4	●		34,000	34,000	34,100	34,200	34,200
東酒々井1丁目1番217	●		62,100	62,400	62,600	62,800	62,800
酒々井上宿1632番7	●		32,900	32,900	32,900	32,900	32,900
中川苗代場328番	●		57,600	57,600	57,600	57,800	57,800
本佐倉北押出し263番196	●		31,300	31,100	31,000	30,900	30,900
馬橋中之尾余673番3		●	17,600	17,400	17,300	17,200	17,000

■県基準地価格（7月1日時点）

（単位：円／㎡）

所在	市街化 区域	調整 市街化 区域	29	30	元	2	3
中央台2丁目14番10	●		66,900	67,000	67,100	67,100	67,100
上岩橋岩崎348番5	●		47,800	47,800	47,900	47,900	47,900
東酒々井4丁目4番145	●		57,700	57,800	57,900	57,900	57,900
上本佐倉1丁目6番4	●		29,300	29,100	29,000	28,900	28,800
尾上馬場354番		●	8,050	8,000	7,950	7,900	7,850
中央台1丁目29番4	●		85,600	85,600	85,700	85,700	85,700

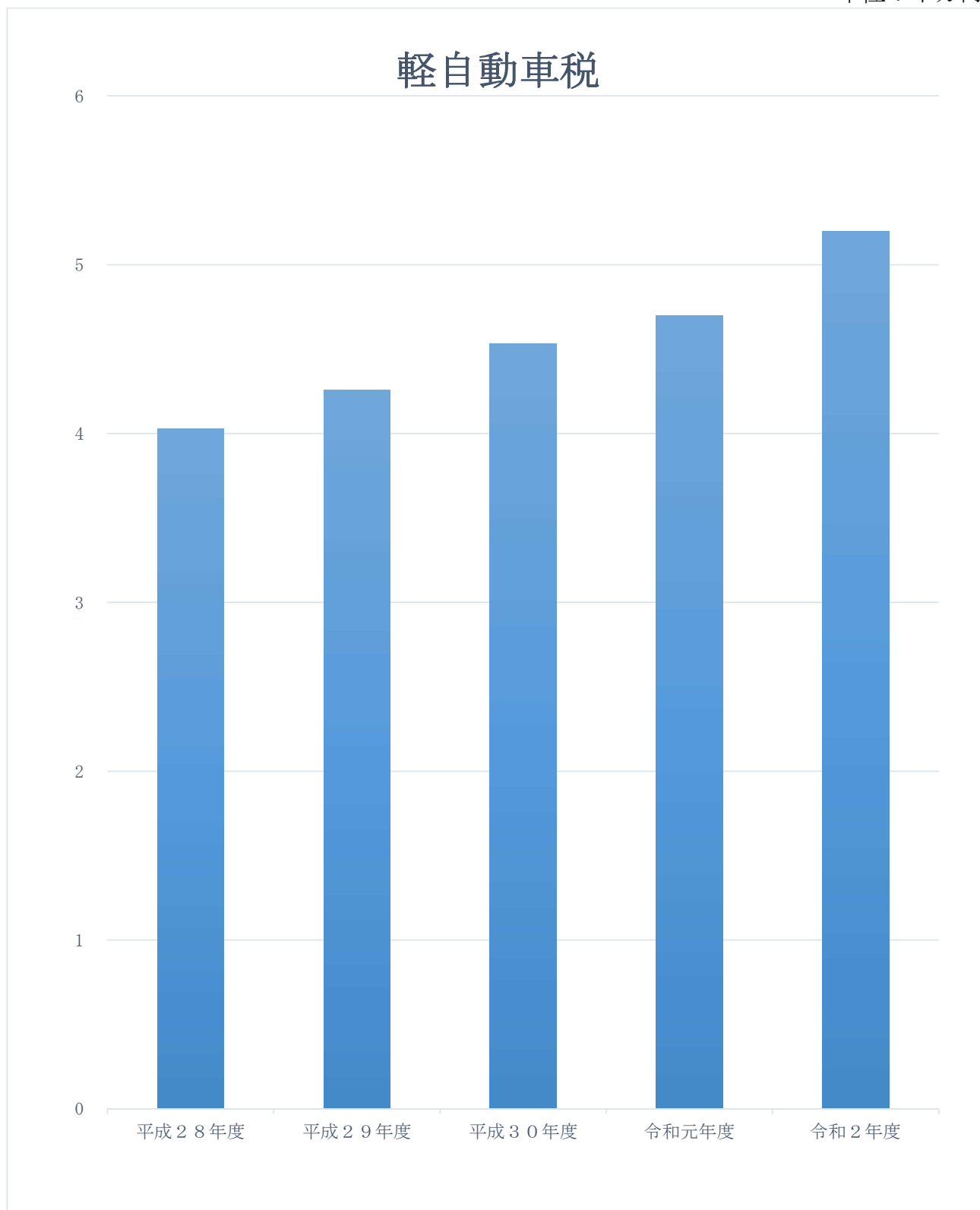
■固定資産税基準地等評価額（1月1日時点）

（単位：円／㎡）

基準地等の所在	基準地	付近	市街化 区域	市街化 調整区域	評価額
酒々井横町		町道02-009号線付近	●		17,900
酒々井下宿		県道宗吾酒々井線付近	●		23,600
上本佐倉中宿		町道02-011号線付近	●		18,700
本佐倉北押出し		成城台団地	●		21,100
本佐倉南押出し		町道3B-080号線付近	●		12,300
馬橋中之尾余		町道3B-141号線付近		●	11,800
尾上柳作		国道296号線付近		●	12,100
墨仲之尾余		町道3B-046号線付近		●	5,600
中川埜原谷津		国道51号線付近	●		41,300
上岩橋中川		町道02-005号線付近	●		33,500
柏木鶴巻		町道01-003号線付近		●	10,800
下岩橋溜ノ台		町道01-001号線付近	●		25,100
伊籾大日		国道51号線付近		●	17,500
伊籾新田井戸台		町道2B-010号線付近		●	6,300
上本佐倉一丁目		国道51号線付近	●		22,400
東酒々井一丁目		町道01-007号線付近	●		54,000
東酒々井三丁目		町道2B-065号線付近	●		38,800
東酒々井五丁目		町道01-007号線付近	●		41,100
中央台1丁目	◎	町道01-006号線付近	●		59,900
中央台2丁目		町道02-008号線付近	●		47,400
中央台4丁目		町道02-008号線付近	●		44,700
ふじき野一丁目		町道2B-288号線付近	●		34,700

Ⅲ 税目別の概要

単位：千万円



1 軽自動車税のあらまし

ア 納税義務者

主たる定置場を町内に有する軽自動車等の所有者（所有権留保付売買のあった場合には、購入者）

イ 課税客体

原動機付自転車，軽自動車及び小型特殊自動車，二輪の小型自動車の区分により年税額がそれぞれ確定する。

ウ 税額

(1) 種別割

(単位：円)

種別			年税額	重課	軽課 (令和3年度分の適用)		
原動機付自転車	総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの		2,000	車初年度検査年月から13年超の	初度検査が令和2年4月から令和3年3月までの車両		
	総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの		2,000		電気自動車等	ガソリン車 ハイブリッド車	
	総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの		2,400			+1車基235-準05年貨+2%度物21 達燃用0年成費は%度車基2達燃-準0成費	達燃用基2成費は準0車基2達2-準0成1+1車年15-度5年貨燃%度物費
	三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの		3,700				
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの（側車付のものを含む。）		3,600				
	三輪のもの		3,900 ※3,100	4,600	1,000	2,000	3,000
	四輪以上のもの	乗用のもの 営業用	6,900 ※5,500	8,200	1,800	3,500	5,200
		自家用	10,800 ※7,200	12,900	2,700	5,400	8,100
	貨物のもの	営業用	3,800 ※3,000	4,500	1,000	1,900	2,900
		自家用	5,000 ※4,000	6,000	1,300	2,500	3,800
	農耕作業用（刈取脱穀作業用自動車を含む。）		2,400				
その他（小型特殊自動車）		5,900					
二輪の小型自動車		6,000					

※年税額は、平成27年3月31日以前に最初（新車）の新規検査をした車両に適用
(2) 環境性能割

取得価額×1～2%※

※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車に関しては、1%分軽減される。

エ 納税

(1) 賦課期日：4月1日

(2) 納付月：5月

(3) 納付方法：口座振替または現金納付

2 軽自動車税に関する調（定期分）

年度 車種		28					29					30				
		a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b-c)	調定額 (千円)	a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b-c)	調定額 (千円)	a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b-c)	調定額 (千円)
原動機付自転車	50cc以下	1,043	0	1	1,042	2,084	979	0	1	978	1,956	969	0	1	968	1,936
	ミニカー	20	0	0	20	74	21	0	0	21	78	20	0	0	20	74
	90cc以下	36	0	0	36	72	41	0	0	41	82	42	0	0	42	84
	125cc以下	134	0	0	134	322	150	0	0	150	360	152	0	0	152	365
	小計	1,233	0	1	1,232	2,552	1,191	0	1	1,190	2,476	1,183	0	1	1,182	2,459
小型軽自動車及び特殊自動車	二輪車	220	0	0	220	792	230	0	0	230	828	218	0	0	218	785
	三輪車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乗用車	営業用	11	0	2	9	50	7	0	1	6	33	6	0	1	30
		自家用	3,979	8	65	3,906	31,011	4,014	8	69	3,937	33,021	4,174	8	68	35,816
	貨物車	営業用	40	0	1	39	121	33	0	1	32	106	33	0	1	103
		自家用	932	4	5	923	4,317	943	4	7	932	4,488	940	4	8	4,484
	農耕用	185	0	0	185	444	180	0	0	180	432	179	0	0	179	430
	専ら雪上を走行するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他（小型特殊自動車）	18	3	0	15	89	10	3	0	7	41	10	3	0	7	41
	小計	5,385	15	73	5,297	36,824	5,417	15	78	5,324	38,949	5,560	15	78	5,467	41,689
二輪の小型自動車		249	0	0	249	1,494	255	0	0	255	1,530	252	0	0	252	1,512
合計		6,867	15	74	6,778	40,870	6,863	15	79	6,769	42,955	6,995	15	79	6,901	45,660
対前年比	税額	120.0%					105.1%					106.3%				
	d 欄	101.8%					99.9%					102.0%				

つづく

つづき

年度 車種			元					2				
			a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b-c)	調定額 (千円)	a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b-c)	調定額 (千円)
原動機付自転車	5 0 cc以下		947	1	2	944	1, 888	926	0	1	925	1, 850
	ミニカー		20	0	0	20	74	18	0	0	18	67
	9 0 cc以下		39	0	0	39	78	34	0	0	34	68
	1 2 5 cc以下		170	0	1	169	406	168	0	1	167	401
	小計		1, 176	1	3	1, 172	2, 446	1, 146	0	2	1, 144	2, 386
小型軽自動車 特殊自動車及び	二輪車		211	0	0	211	759	208	0	0	208	749
	三輪車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乗四用輪	営業用	4	0	1	3	17	3	0	1	2	11
		自家用	4, 195	9	71	4, 115	37, 008	4, 433	9	88	4, 336	40, 036
	貨四物輪	営業用	36	0	1	35	123	36	0	1	35	121
		自家用	914	4	5	905	4, 436	964	4	8	952	4, 757
	農耕用		182	0	0	182	437	179	0	0	179	430
	専ら雪上を 走行するもの		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他（小型特殊自動車）		12	3	0	9	53	12	3	0	9	53
	小計		5, 554	16	78	5, 460	42, 833	5, 835	16	98	5, 721	46, 157
二輪の小型自動車			244	0	0	244	1, 464	262	0	0	262	1, 572
合計			6, 974	17	81	6, 876	46, 743	7, 243	16	100	7, 127	50, 115
対前年比		税額	102. 4%					107. 2%				
		d 欄	99. 6%					103. 7%				

(参考) 課税状況調べ(第33表)

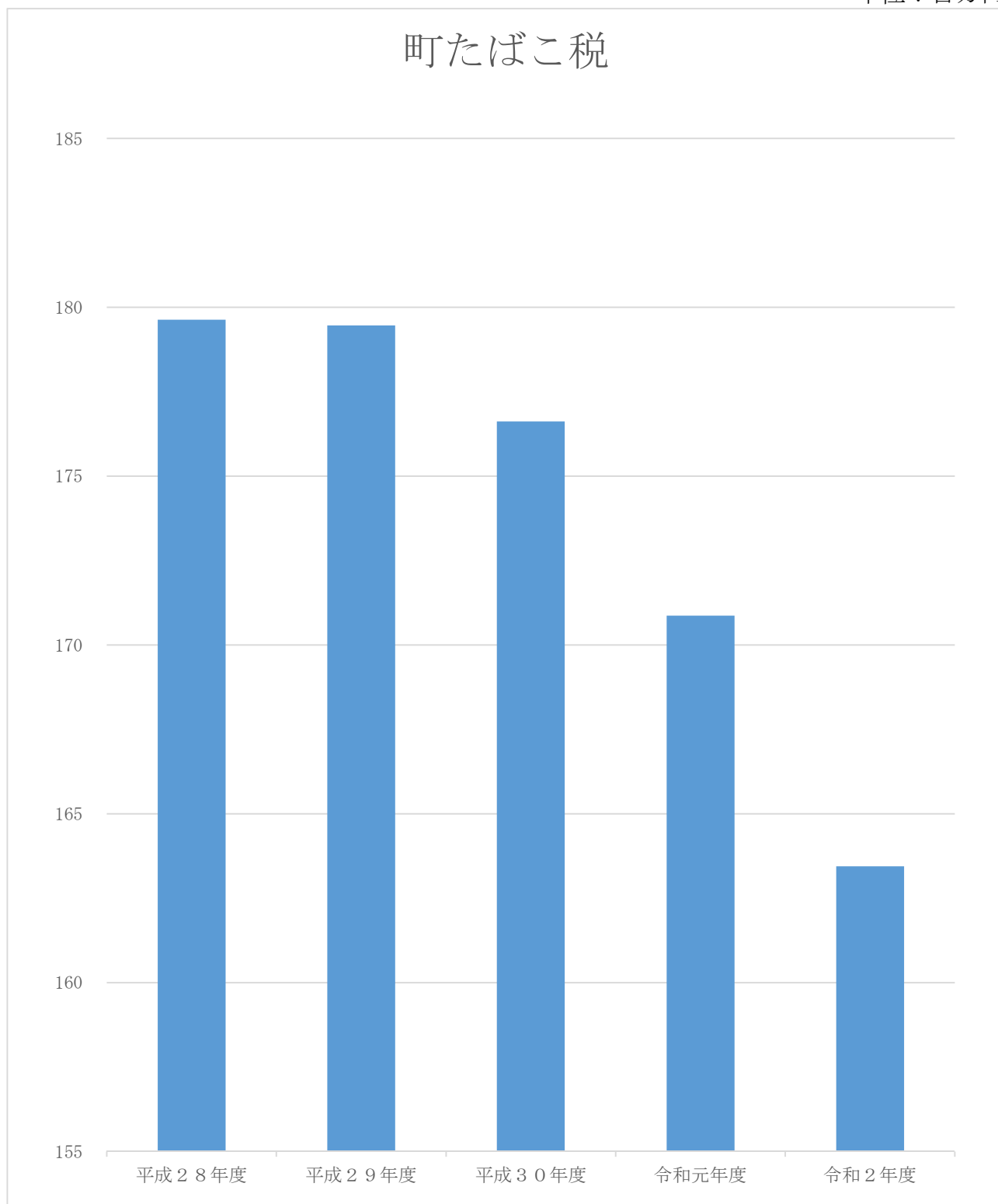
車種			年度		28					29					30				
					a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)	a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)	a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)
(標準税率) 四輪車	乗用	営業用			10	0	1	9	50	7	0	1	6	33	5	0	1	4	22
		自家用			3,011	8	50	2,953	21,262	2,713	8	50	2,655	19,174	2,463	8	42	2,413	17,374
	貨物用	営業用			36	0	1	35	105	26	0	1	25	75	27	0	1	26	78
		自家用			571	4	3	564	2,256	495	3	4	488	1,964	436	3	4	429	1,716
(新税率) 四輪車	乗用	営業用			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用			32	0	0	32	346	337	0	6	331	3,575	647	0	14	633	6,836
	貨物用	営業用			1	0	0	1	4	2	0	0	2	8	3	0	0	3	11
		自家用			35	0	0	35	175	92	0	1	91	455	160	0	0	160	800
(重課) 四輪車	乗用	営業用			1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	8
		自家用			542	0	9	533	6,876	652	0	9	643	8,295	709	0	8	701	9,043
	貨物用	営業用			2	0	0	2	9	5	0	0	5	23	3	0	0	3	14
		自家用			300	0	2	298	1,788	331	1	2	328	1,974	314	1	4	309	1,854
(75%軽課) 四輪車	乗用	営業用			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貨物用	営業用			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(50%軽課) 四輪車	乗用	営業用			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用			230	0	2	228	1,231	193	0	1	192	1,037	105	0	1	104	562
	貨物用	営業用			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用			1	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(25%軽課) 四輪車	乗用	営業用			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用			164	0	4	160	1,296	119	0	3	116	940	250	0	3	247	2,001
	貨物用	営業用			1	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用			25	0	0	25	95	25	0	0	25	95	30	0	0	30	114

つづき

年度 車種			元					2				
			a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)	a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)
(標準税率) 四輪車	乗用	営業用	3	0	0	3	17	2	0	0	2	11
		自家用	2,168	8	42	2,118	15,250	1,958	8	40	1,910	13,752
	貨物用	営業用	19	0	1	18	54	17	0	1	16	48
		自家用	380	2	2	376	1,504	313	2	3	308	1,232
(新税率) 四輪車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	880	1	20	859	9,277	1,176	1	29	1,146	12,377
	貨物用	営業用	11	0	0	11	42	15	0	0	15	57
		自家用	194	0	1	193	965	279	0	2	277	1,385
(重課) 四輪車	乗用	営業用	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0
		自家用	747	0	7	740	9,546	821	0	18	803	10,359
	貨物用	営業用	6	0	0	6	27	3	0	0	3	13
		自家用	318	2	2	314	1,884	344	2	3	339	2,034
(75%軽課) 四輪車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貨物用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(50%軽課) 四輪車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	107	0	0	107	578	117	0	0	117	632
	貨物用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(25%軽課) 四輪車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	293	0	2	291	2,357	361	0	1	360	2,916
	貨物用	営業用	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3
		自家用	22	0	0	22	84	28	0	0	28	106

Ⅲ 税目別の概要

単位：百万円



1 町たばこ税のあらまし

ア 納税義務者

たばこを喫煙する消費者が負担し、日本たばこ産業（株）・ＴＳネットワーク（株）・太豊通商（株）の卸売販売業者などが納税する。

イ 課税客体

卸売販売業者が小売販売業者に行う製造たばこの売渡し又は消費等

ウ 課税標準

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数

エ 税率

紙巻たばこ等（旧三級品含む） 千本につき 5, 6 9 2 円※

※令和 2 年 1 0 月から千本につき 6, 1 2 2 円に増額。

オ 納税

毎月 1 日から月末までの間の課税標準数量や税額などを卸売販売業者が申告して納税する。

2 町たばこ税の推移

年度 項目	28	29	30	元	2
※売渡本数（千本）	1, 513 33, 467	1, 261 33, 472	1, 008 31, 893	478 29, 881	28, 013
※税率	<u>2, 925</u> 1, 000 <u>5, 262</u> 1, 000	<u>3, 355</u> 1, 000 <u>5, 262</u> 1, 000	<u>4, 000</u> 1, 000 (注 1) <u>5, 262</u> 1, 000	<u>4, 000</u> 1, 000 (注 2) <u>5, 692</u> 1, 000	<u>5, 692</u> 1, 000 (注 3)
※税額(千円)	4, 345 176, 104	4, 164 176, 125	3, 955 172, 976	1, 913 170, 085	163, 999
合計税額(千円)	180, 449	180, 289	176, 931	171, 998	163, 999
返還控除税額(千円)	843	847	1, 104	1, 146	1, 335
手持ち品課税額(千円)	26	21	793	16	779
差引調定額(千円)	179, 632	179, 463	176, 620	170, 868	163, 443

※上段の数値は旧 3 級品の紙巻たばこ、下段の数値はそれ以外の製造たばこ

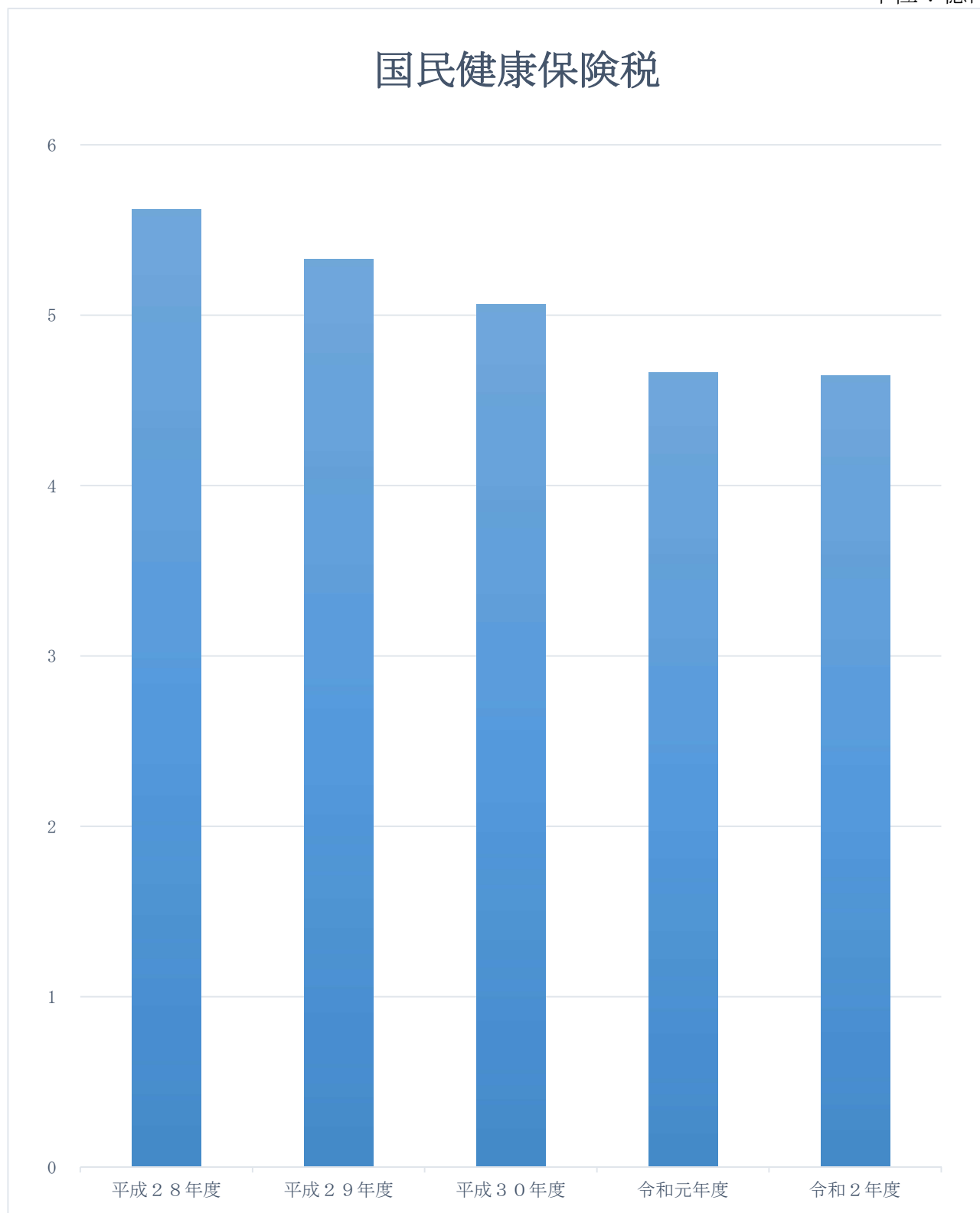
(注 1) 平成 3 0 年 1 0 月 1 日以降は、5, 6 9 2 / 1, 0 0 0

(注 2) 令和元年 1 0 月 1 日より旧三級品による特例税率が廃止され、それ以外の製造たばこと同じ税率になりました。

(注 3) 令和 2 年 1 0 月 1 日以降は、6, 1 2 2 / 1, 0 0 0

Ⅲ 税目別の概要

単位：億円



1 国民健康保険税のあらまし

ア 納税義務者

- (ア) 国民健康保険税は、町内に住所がある国民健康保険加入世帯の世帯主に課税され、世帯主が納税義務者になります。
- (イ) 世帯主が社会保険等の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。(擬制世帯主といいます)

イ 税率等

国民健康保険加入世帯単位に計算し、基礎課税額、後期高齢者医療支援金課税額及び介護納付金課税額の合計が国民健康保険税額になります。

- (ア) 基礎課税額：加入者それぞれの所得、加入者数に応じて計算した額に一世帯あたりの平等割額を合計した額です。
- (イ) 後期高齢者医療支援金課税額：加入者それぞれの所得、加入者数に応じて計算した額です。
- (ウ) 介護納付金課税額：加入者のうち介護保険第2号被保険者（年齢が40歳以上65歳未満の方）のそれぞれの所得及び人数に応じて計算し合計した額です。

区分	課税対象	税率等		
		基礎課税額	後期高齢者医療支援金課税額	介護納付金課税額
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額（基準所得金額）	5.6%	2.7%	1.4%
均等割	国保加入者数（1人当たり）	23,000円	6,400円	13,000円
平等割	国保加入世帯（1世帯当たり）	31,200円		
課税限度額		630,000円	190,000円	170,000円

ウ 賦課期日：4月1日

エ 納期限等

(ア) 口座振替または現金納付

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

(イ) 年金からの特別徴収

徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納期	年金支給月					

2 国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移

年度			29	30	元	2	3	
区分								
町の世帯数（世帯） A			9,665	9,753	9,826	9,873	9,811	
町の人口（人） B			21,075	20,906	20,778	20,727	20,528	
国保加入世帯数（世帯） C			3,354	3,380	3,249	3,171	3,168	
Cの被保険者数（人） D			5,691	5,439	5,146	4,974	4,894	
加入割合（％） C／A			35	35	33	32	32	
加入割合（％） D／B			27	26	25	24	24	
課税内訳	所得割総額（千円）	基礎分	188,856	218,748	193,846	193,838	177,436	
		支援分	85,055	105,467	93,461	93,457	85,549	
		介護分	15,145	15,991	14,579	16,153	14,581	
	資産割総額（千円）	基礎分	31,562	33,997				
		被保険者均等割総額（千円）	基礎分	102,244	127,213	119,968	116,150	114,494
			支援分	28,451	35,398	33,382	32,320	31,859
	介護分		16,319	20,046	18,330	18,187	17,966	
	世帯別平等割総額（千円）	基礎分	77,705	102,367	97,742	95,168	94,723	
		計(千円)	基礎分	400,367	482,325	411,556	405,156	386,653
			支援分	113,506	140,865	126,843	125,777	117,408
	介護分		31,464	36,037	32,909	34,340	32,547	
	税率	所得割	基礎分	5.6/100	5.6/100	5.6/100	5.6/100	5.6/100
支援分			2.7/100	2.7/100	2.7/100	2.7/100	2.7/100	
介護分			1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
資産割		基礎分	25.0/100	25.0/100	廃止	廃止	廃止	
		被保険者均等割（円）	基礎分	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
			支援分	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
介護分			13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	
世帯別平等割（円）		基礎分	31,200	31,200	31,200	31,200	31,200	
		課税限度額（円）	基礎分	470,000	510,000	580,000	610,000	630,000
			支援分	120,000	160,000	190,000	190,000	190,000
介護分	90,000		130,000	160,000	160,000	170,000		
所得割の按分基礎			法第703条の4第6項の総所得金額（ただし書方式）					
資産割の按分基礎			固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額					

資料：本算定税率試算時の数値

（参考）平成12年4月1日から介護保険施行，平成20年4月1日から後期高齢者医療支援金施行

3 国民健康保険税決算額の推移

(単位：千円・％)

年度			29				30				元			
区分			調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比
税目														
一般被保険者	基礎	現年	387,948	355,307	91.6	96.5	365,411	338,950	92.8	95.4	329,705	304,060	92.2	89.7
	支援金		109,872	100,349	91.3	96.1	106,492	98,954	92.9	98.6	105,286	97,454	92.6	98.5
	介護		29,309	24,984	85.2	97.5	26,785	23,617	88.2	94.5	27,092	23,797	87.8	100.8
	基礎	滞繰	153,108	29,122	19.0	102.0	146,223	26,975	18.4	92.6	136,555	27,380	20.1	101.5
	支援金		43,788	8,229	18.8	100.9	43,056	7,851	18.2	95.4	40,138	8,202	20.4	104.5
	介護		21,769	3,757	17.3	115.1	20,869	3,255	15.6	86.6	19,184	3,717	19.4	114.2
退職被保険者	基礎	現年	7,339	6,904	94.1	49.6	4,031	3,803	94.3	55.1	575	575	100.0	15.1
	支援金		2,062	1,912	92.7	47.4	1,166	1,082	92.8	56.6	194	194	100.0	17.9
	介護		1,661	1,556	93.7	47.2	856	801	93.6	51.5	131	131	100.0	16.4
	基礎	滞繰	2,374	370	15.6	22.1	2,262	658	29.1	177.8	1,670	627	37.5	95.3
	支援金		726	112	15.4	20.6	710	217	30.6	193.8	522	205	39.3	94.5
	介護		597	109	18.3	27.2	544	168	30.9	154.1	391	152	38.9	90.5
小計			538,191	491,012	91.2	94.5	504,741	467,207	92.6	95.2	462,983	426,211	92.1	91.2
合計			760,553	532,711	70.0	94.8	718,405	506,331	70.5	95.0	661,443	466,494	70.5	92.1

年度			2				3							
区分			調定額	収入済額	収納率	前年比	当初予算							
税目														
一般被保険者	基礎	現年	324,005	302,777	93.4	99.6	287,152							
	支援金		102,647	96,150	93.7	98.7	89,250							
	介護		27,638	24,707	89.4	103.8	24,592							
	基礎	滞繰	122,456	28,580	23.3	104.4	20,986							
	支援金		36,227	8,315	23.0	101.4	6,402							
	介護		16,839	3,666	21.8	98.6	2,454							
退職被保険者	基礎	現年	0	0	0	0.0	1							
	支援金		0	0	0	0.0	1							
	介護		0	0	0	0.0	1							
	基礎	滞繰	1,030	406	39.4	64.8	77							
	支援金		315	145	46.0	70.7	24							
	介護		236	102	43.2	67.1	18							
小計			454,290	423,634	93.3	99.4	400,997							
合計			631,393	464,848	73.6	99.6	430,958							

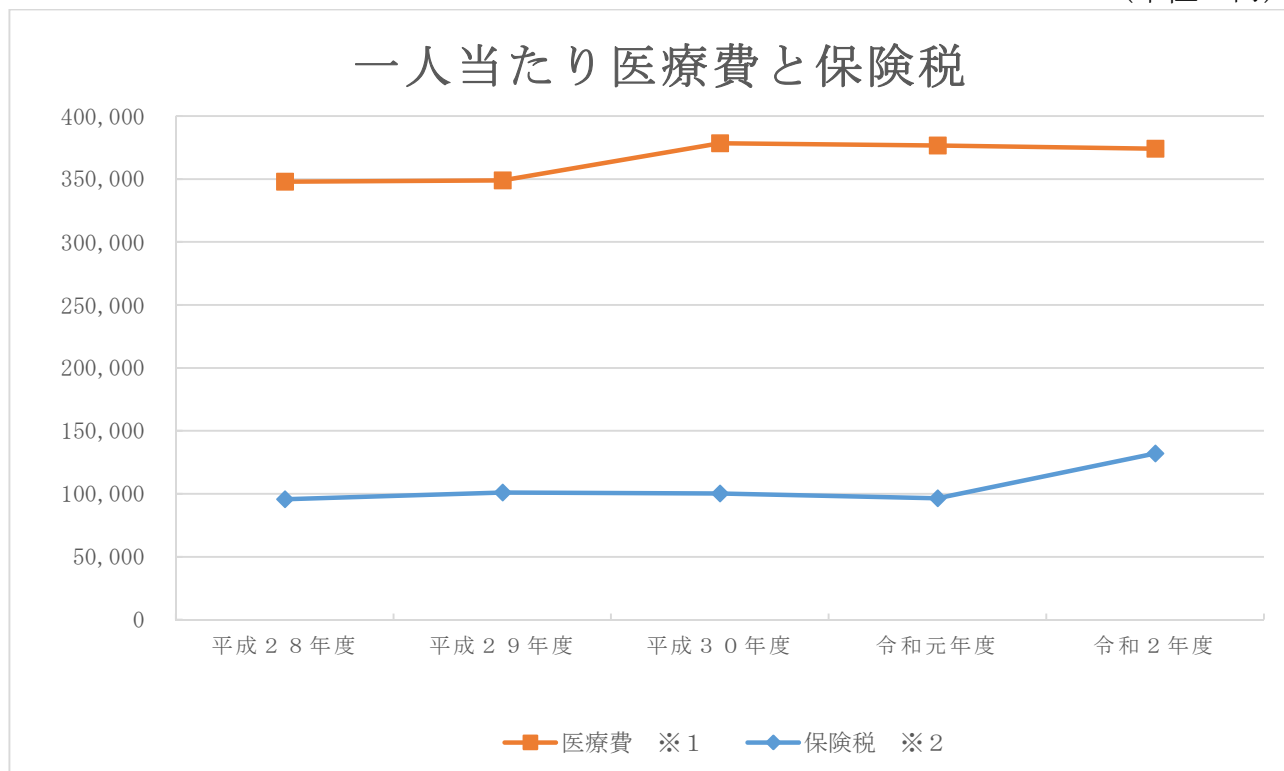
4 令和2年度国民健康保険税の決算状況

(単位：千円・%)

税目		区分	予算額	調定額	収入済額	還付未済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	元年度 収納率
一般被保険者	基礎	現年	298,441	324,005	302,777	127	0	21,227	93.4	92.2
	支援金		94,830	102,647	96,150	9	0	6,497	93.7	92.6
	介護		24,319	27,638	24,707	2	0	2,931	89.4	87.8
	基礎	滞繰	20,574	122,456	28,580	0	5,241	88,635	23.3	20.1
	支援金		6,576	36,227	8,315	0	1,471	26,440	23.0	20.4
	介護		2,629	16,839	3,666	0	695	12,479	21.8	19.4
退職被保険者	基礎	現年	1	0	0	0	0	0	0.0	100.0
	支援金		1	0	0	0	0	0	0.0	100.0
	介護		1	0	0	0	0	0	0.0	100.0
	基礎	滞繰	98	1,030	406	0	8	616	39.4	37.5
	支援金		37	315	145	0	3	167	46.0	39.3
	介護		24	236	102	0	2	132	43.2	38.9
小計		現	417,593	454,290	423,634	138	0	30,655	93.3	92.1
		滞	29,938	177,103	41,214	0	7,420	128,469	23.3	20.3
合計			447,531	631,393	464,848	138	7,420	159,124	73.6	70.5

5 国民健康保険一人当たり医療費と保険税の推移

(単位：円)



(単位：円)

区分	年度	28	29	30	元	2
医療費 ※1		347,858	348,841	378,578	376,776	374,141
保険税 ※2		95,554	100,879	100,207	96,435	131,897

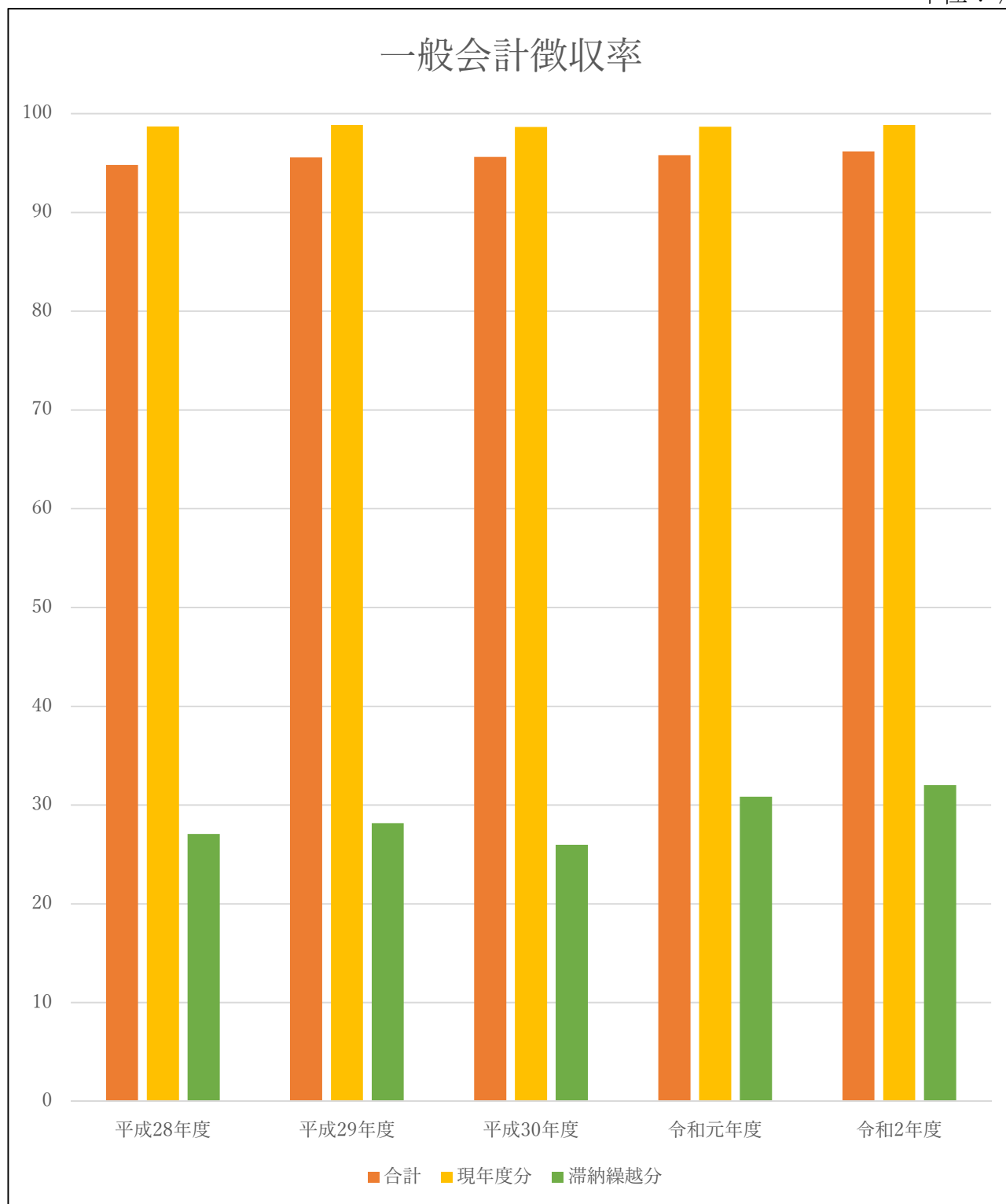
(資料) 酒々井町国民健康保険運営協議会会議資料より

※1 一部負担金を除いた値

※2 現年分の決算調定額

IV 徴収の概要

単位：％



1 町税の口座振替状況調

(単位：人，件，%)

年度	区分 税目	納税義務者数 A	口座振替依頼数 B	加入率 B/A	口座振替依頼数 対前年比
元	町・県民税普通徴収	2,788	496	17.8	96.69
	固定資産税・都市計画税	9,049	3,655	40.4	100.47
	軽自動車税	6,964	717	10.3	102.58
	国民健康保険税	2,629	871	33.1	91.88
	計	21,430	5,739	26.8	98.98
2	町・県民税普通徴収	2,829	487	17.2	98.19
	固定資産税・都市計画税	9,017	3,654	40.5	99.97
	軽自動車税	7,228	673	9.3	93.86
	国民健康保険税	2,501	824	32.9	94.60
	計	21,575	5,638	26.1	98.24

2 町税の口座振替納付状況調

(単位：円，%)

年度	区分 税目	税収入額 A	口座振替 納付税額 B	口座振替率 B/A	口座振替納付 税額 対前年比
元	町・県民税普通徴収	300,016,700	71,203,228	23.7	112.07
	固定資産税・都市計画税	1,453,334,150	434,457,500	29.9	107.00
	軽自動車税	45,282,100	4,414,700	9.7	111.24
	国民健康保険税	426,211,068	139,106,000	32.6	84.18
	計	2,224,844,018	649,181,428	29.2	101.63
2	町・県民税普通徴収	316,192,249	66,359,906	21.0	104.45
	固定資産税・都市計画税	1,514,804,750	484,887,700	32.0	119.42
	軽自動車税	49,035,300	4,348,600	8.9	109.57
	国民健康保険税	338,659,400	130,501,500	38.5	78.97
	計	2,218,691,699	686,097,706	30.9	107.40

3 督促状発送状況の推移

(単位：件，%)

年度		28	29	30	元	2
税目						
町民税	調定件数A	45,118	45,919	45,656	45,650	45,478
	発送件数B	2,417	2,238	2,298	2,214	1,987
	B/A	5.36	4.87	5.03	4.85	4.37
固定資産税・都市計画税	調定件数A	35,791	35,878	35,849	36,077	35,957
	発送件数B	3,251	2,921	2,926	3,054	3,066
	B/A	9.08	8.14	8.16	8.47	8.53
軽自動車税	調定件数A	6,801	6,779	6,899	6,876	7,126
	発送件数B	1,050	1,060	1,028	866	784
	B/A	15.44	15.64	14.90	12.59	11.00
国民健康保険税	調定件数A	21,774	20,508	19,481	18,176	18,324
	発送件数B	4,614	4,164	3,941	3,672	3,500
	B/A	21.19	20.30	20.23	20.20	19.10

4 不納欠損額の推移

(単位：人，円)

税目		年度	28		29		30	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	
町民税		現年	0	0	0	0		
		滞繰	106	7,320,018	71	4,055,273	63	3,563,480
	個人	現年	0	0	0	0		
		滞繰	101	7,048,018	68	3,896,973	59	3,329,280
	法人	現年	0	0	0	0		
		滞繰	5	272,000	3	158,300	4	234,200
固定資産税		現年	7	1,669,372	0	0		
		滞繰	55	4,961,777	38	1,597,994	29	1,259,908
軽自動車税		現年	0	0	0	0		
		滞繰	62	571,500	49	438,300	32	210,700
都市計画税		現年	7	141,828	0	0		
		滞繰	—	425,523	—	137,406	—	105,638
小計		現年	7	1,811,200	0	0	0	0
		滞繰	223	13,278,818	158	6,228,973	124	5,139,726
国民健康保険税		現年	0	0	0	0		
		滞繰	137	18,550,437	107	11,390,335	70	10,530,896
合計		現年	7	1,811,200	0	0	0	0
		滞繰	360	31,829,255	265	17,619,308	194	15,670,622

税目		年度	元		2	
		人数	金額	人数	金額	
町民税		現年	0	0	0	0
		滞繰	56	2,958,331	56	2,981,989
	個人	現年	0	0	0	0
		滞繰	53	2,719,131	54	2,749,889
	法人	現年	0	0	0	0
		滞繰	3	239,200	2	232,100
固定資産税		現年	0	0	0	0
		滞繰	33	1,183,180	32	1,815,492
軽自動車税		現年	0	0	0	0
		滞繰	31	244,000	36	221,300
都市計画税		現年	0	0	0	0
		滞繰	—	99,249	—	155,444
小計		現年	0	0	0	0
		滞繰	120	4,484,760	124	5,174,225
国民健康保険税		現年	0	0	0	0
		滞繰	74	13,349,550	63	7,420,395
合計		現年	0	0	0	0
		滞繰	194	17,834,310	187	12,594,620

5 滞納繰越収納状況の推移

(単位：千円，％)

年度		28				29				30			
税目	区分	調定額 A	収入済額 B	収納率 B/A	収入額 対前年比	調定額 A	収入済額 B	収納率 B/A	収入額 対前年比	調定額 A	収入済額 B	収納率 B/A	収入額 対前年比
町民税	個人	101,173	26,784	26.5	103.5	83,515	21,869	26.2	81.6	73,530	17,188	23.4	78.6
	法人	2,380	560	23.5	220.5	4,412	2,555	57.9	456.3	2,626	885	33.7	34.6
	小計	103,553	27,344	26.4	104.7	87,927	24,424	27.8	89.3	76,156	18,073	23.7	74.0
固定資産税	土地	24,892	7,070	28.4	116.5	21,886	6,321	28.9	89.4	21,676	6,252	28.8	98.9
	家屋	32,371	9,194	28.4	122.0	28,963	8,365	28.9	91.0	27,569	7,952	28.8	95.1
	償却 資産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	57,263	16,264	28.4	119.5	50,849	14,686	28.9	90.3	49,245	14,204	28.8	96.7
軽自動車税		3,349	782	23.4	109.2	3,307	870	26.3	111.3	3,233	1,013	31.3	116.4
都市計画税	土地	2,493	712	28.6	118.5	2,180	629	28.9	88.3	2,122	613	28.9	97.5
	家屋	2,398	685	28.6	125.2	2,146	619	28.8	90.4	2,075	599	28.9	96.8
	小計	4,891	1,397	28.6	121.7	4,326	1,248	28.8	89.3	4,197	1,212	28.9	97.1
一般会計の計		169,056	45,787	27.1	148.2	146,409	41,228	28.2	148.2	132,831	34,502	26.0	148.2
国民健康 保険税	一般	229,476	39,988	17.4	87.4	218,665	41,108	18.8	102.8	210,147	38,082	18.1	92.6
	退職	6,262	2,621	41.9	156.3	3,697	590	16.0	22.5	3,517	1,042	29.6	176.6
	小計	235,738	42,609	18.1	89.9	222,362	41,698	18.8	97.9	213,664	39,124	18.3	93.8
合計		404,794	88,396	21.8	99.3	368,771	82,926	22.5	93.8	346,495	73,626	21.2	88.8

つづく

つづき

(単位：千円，％)

年度		元				2			
区分		調定額	収入済額	収納率	収入額	調定額	収入済額	収納率	収入額
税目		A	B	B／A	対前年比	A	B	B／A	対前年比
町民税	個人	67,898	15,508	22.8	90.2	67,184	19,366	28.8	124.9
	法人	2,113	343	16.2	38.8	2,586	481	18.6	140.2
	小計	70,011	15,851	22.6	87.7	69,770	19,847	28.4	125.2
固定資産税	土地	23,643	9,645	40.8	154.3	18,001	6,701	37.2	69.5
	家屋	32,093	13,092	30.1	164.6	25,791	9,600	37.2	73.3
	償却資産	—	—	—	—	6,144	2,287	37.2	—
	小計	55,736	22,737	40.8	160.1	49,936	18,588	37.2	81.8
軽自動車税		3,374	785	23.3	77.5	3,784	892	23.6	113.6
都市計画税	土地	2,368	964	40.7	157.3	2,328	863	37.1	89.5
	家屋	2,369	964	40.7	160.9	1,904	707	37.1	73.3
	小計	4,737	1,928	40.7	159.1	4,232	1,570	37.1	81.4
一般会計の計		133,858	41,301	30.9	119.7	127,722	40,897	32.0	99.0
国民健康保険税	一般	195,877	39,299	20.1	103.2	175,523	40,561	23.1	103.2
	退職	2,583	983	38.1	94.3	1,581	653	41.3	66.4
	小計	198,460	40,282	20.3	103.0	177,104	41,214	23.3	102.3
合計		332,318	81,583	24.5	110.8	304,826	82,111	26.9	100.6

6 令和3年度納期一覧表

月別	税目	期別	納付期限
4月	固定資産税・都市計画税	1期	4月30日
5月	軽自動車税	全期	5月31日
6月	町県民税	1期	6月30日
7月	固定資産税・都市計画税	2期	8月2日
	国民健康保険税	1期	
8月	町県民税	2期	8月31日
	国民健康保険税	2期	
9月	国民健康保険税	3期	9月30日

月別	税目	期別	納付期限
10月	町県民税	3期	11月1日
	国民健康保険税	4期	
11月	国民健康保険税	5期	11月30日
12月	固定資産税・都市計画税	3期	12月27日
	国民健康保険税	6期	
1月	町県民税	4期	1月31日
	国民健康保険税	7期	
2月	固定資産税・都市計画税	4期	2月28日
	国民健康保険税	8期	

V その他

1 税務証明書等の取扱件数

(単位：件)

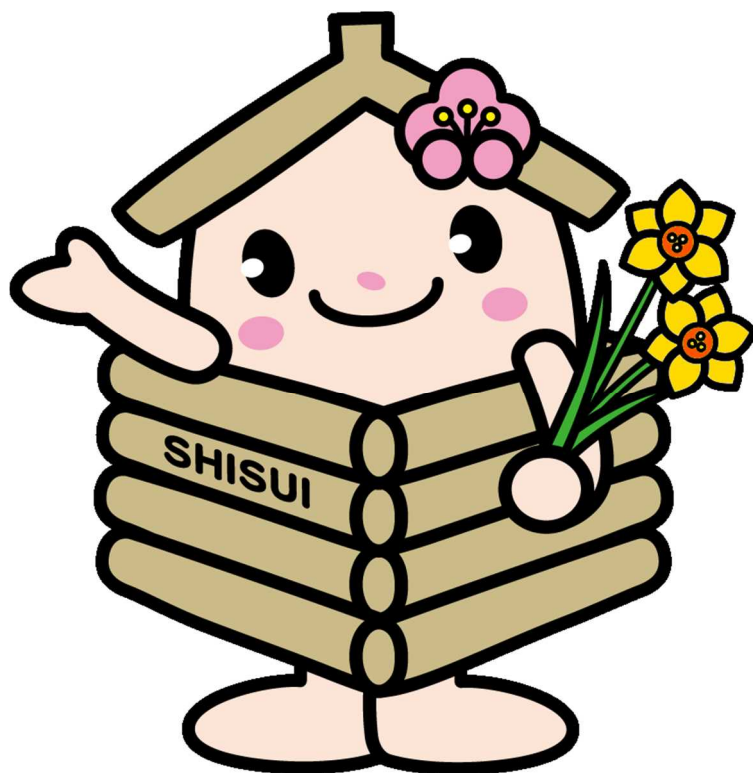
年度		28	29	30	元	2
種類						
有料	所得証明	883	920	677	605	486
	課税証明	1,503	1,707	1,454	970	847
	非課税証明	1,308	1,368	1,081	785	589
	住民税証明	483	475	529	528	473
	評価証明	411	441	367	444	396
	資産証明	0	0	0	0	0
	公課証明	198	251	246	241	230
	納税証明	550	586	597	552	554
	閲覧	252	234	202	192	217
	住宅用家屋証明	51	48	97	68	71
	その他	16	19	11	37	61
小計		5,655	6,049	5,261	4,422	3,924
無料	標識交付	229	188	212	194	193
	廃車申告	256	202	185	199	215
	軽自納税証明	429	476	425	484	477
	その他	39	31	33	66	70
	小計	953	897	855	943	955
合計		6,608	6,946	6,116	5,365	4,879

2 町税徴収経費の推移（一般会計）

(単位：千円，％，人)

年度		28	29	30	元	2
区分						
収入源	町税 A	2,955,731	2,999,259	3,032,271	3,016,944	3,055,949
	県民税	700,557	712,685	716,856	704,144	716,960
	合計 B	3,656,288	3,711,944	3,749,127	3,721,088	3,772,909
徴税费	基本給	42,904	44,763	43,321	41,491	41,606
	諸手当	23,370	25,828	23,555	24,284	22,652
	1 超過勤務手当	0	0	0	0	0
	2 税務特別手当	0	0	0	0	0
	3 その他の手当	23,370	25,828	23,555	24,284	22,652
	その他	13,055	14,371	14,032	13,306	16,521
	小計	79,329	84,962	80,908	79,081	80,779
	旅費	0	0	0	0	82
	賃金	998	1,188	2,112	2,323	0
	その他	16,673	16,793	17,315	17,130	18,046
	小計	17,671	17,981	19,427	19,453	18,128
	その他	45,046	37,733	30,773	56,294	37,780
	合計 C	142,046	140,676	131,108	154,828	136,687
県民税徴収取扱費 D		31,719	33,272	34,455	34,262	34,616
E (C - D)		110,327	107,404	96,653	120,566	102,071
収入額に対する徴税费の割合	C / B	3.9	3.8	3.5	4.2	3.6
	E / A	3.7	3.6	3.2	4.0	3.3
徴税職員数		13	13	13	13	13
職員一人当たり人件費		6,102	6,536	6,224	6,083	6,214

資料：課税状況等調書第39表



酒々井町マスコットキャラクター
井戸っこ（しすいちゃん）

税務概要（令和4年3月）

発行・編集／酒々井町税務住民課
〒285-8510
印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地
TEL 043 (496) 1171(役場代表)
FAX 043 (496) 4541
E-mail zeimu@town.shisui.chiba.jp